

令和2年度 第2回浦川原区地域協議会

と き 令和2年5月12日(火) 18時30分～
ところ 浦川原コミュニティプラザ 市民活動室4・5

■任命書交付式

○任命書交付

○自己紹介

■地域協議会

1 開 会 (:)

- 会議の成立確認(成立出席委員数6人) 出席委員数 人 欠席委員数 人
- 会議録の内容確認者の指名 確認委員の氏名 _____ 委員
- 制度説明 (別冊ファイル)

2 協議

- (1)会長及び副会長の選任
- (2)浦川原区地域協議会で定める事項について
 - ・席順 (資料1)
 - ・会議録の確認方法
 - ・浦川原区地域協議会運営方針(案) (資料2)
- (3)令和2年度地域活動支援事業の審査について (資料3)

3 報告

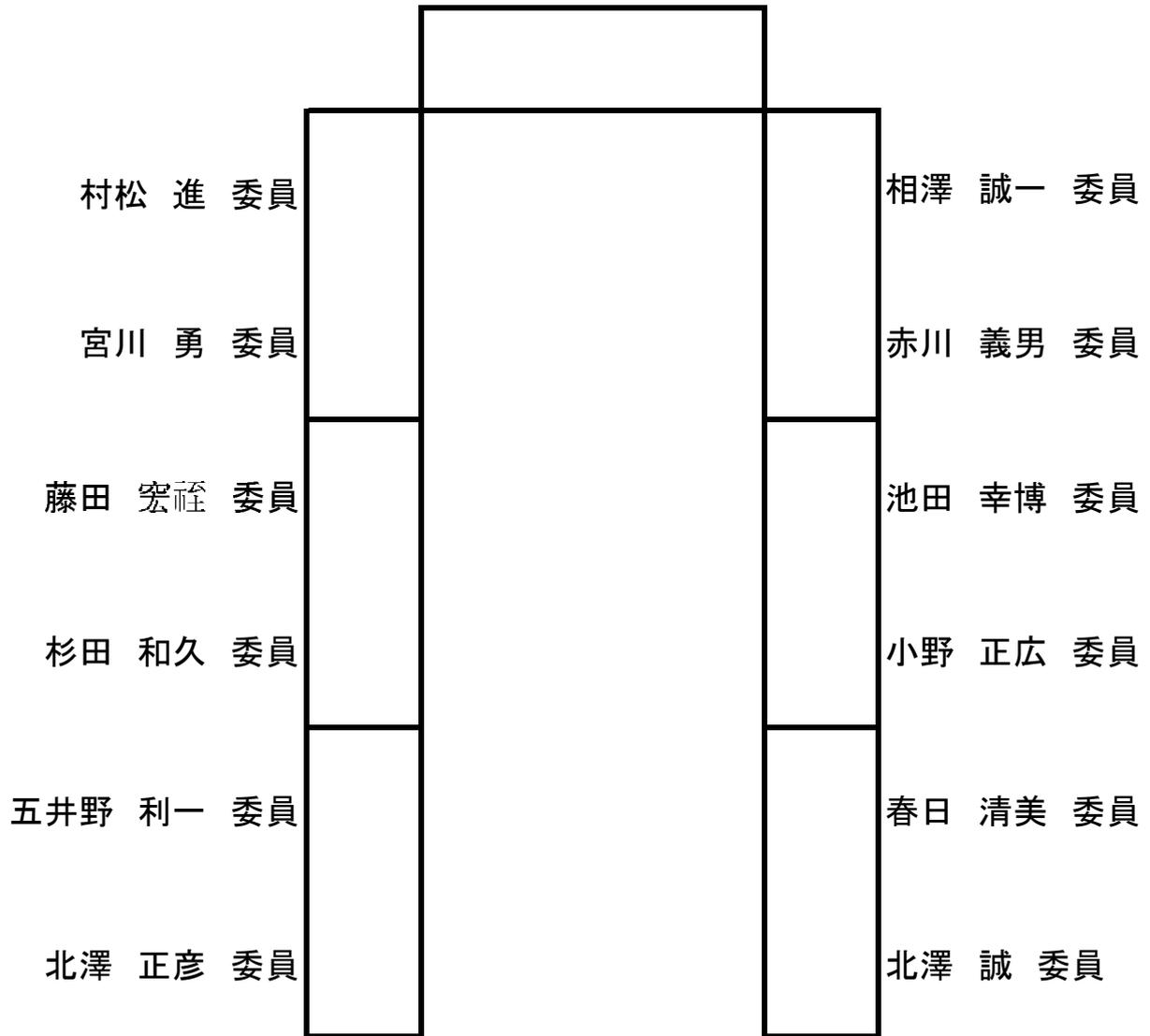
4 その他

- (1)次回の開催日時等について
 - ・日時 _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分から
 - ・会場 _____

5 閉 会 (:)

席 順

副会長
会長



浦川原区地域協議会運営方針（案）

○会議の開催について

会議の開催は、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、3 通りの方法がある。

上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条

第 8 条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

- (1) 会長が必要と認める場合
- (2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定による会議の開催方法
(地域協議会が定める数以上の委員の皆さんから請求があった場合)

「地域協議会が定める数」は _____ 名とする。

(参 考)

- ・「地域協議会が定める数」はこれまでは 3 名【委員数の 1 / 4（地方自治法 101 条第 3 項を参考）】としてきた。なお、委員 3 名からの請求による会議の開催実績はない。

地方自治法 101 条

- 1 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。
- 2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- 3 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

- ・農業委員会は「委員数の 1 / 3」

(上越市農業委員会会議規則第 2 条)

- 第 2 条 総会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに欠け、もしくは事故あるときの総会又は農業委員会の選挙による委員の一般選挙の後、最初に行われる総会は、市長が招集する。
- 2 総会は、会長が必要と認めるときに招集する。
- 3 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは遅滞なく総会を招集しなければならない。
 - (1) 在任委員の 3 分の 1 以上の者が書面で総会に附議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求をしたとき。
 - (2) 県知事が法令に基づき、議案を示して再議を命じたとき。
 - (3) 市長が諮問したとき。ただし、2 号、3 号中部会の所掌に属する事項のみについてはこの限りでない。

○自主的審議の取り組み方法（案）

・自主的審議とは

地域協議会の権限は上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定により、市長その他の市の機関により諮問されたものに対して審議し、意見を述べるほか、地域協議会が必要と認めるものについて審議する「自主的審議」がある。

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条

(地域協議会の権限)

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

自主的審議の取り組み方法（案）

○委員個人が考える意見や提案は地域協議会の会議で提案し、「関係団体との意見交換・情報提供、住民からの意見聴取」など、取組方法を地域協議会全員で協議する。

○なお、委員個人が地域協議会の会議で提案する場合は、会長、副会長に事前相談した上で、別紙の提案書に提案理由や内容を記載し、地域協議会開催日の1週間前までに地域協議会事務局へ提出し、地域協議会事務局は地域協議会開催日前に会長、副会長へ提案書を提出する。

浦川原区地域協議会長 様

提 案 書

提案月日 令和 年 月 日

提案者

提 案 事 項

提案理由（根拠）

令和2年5月7日

浦川原区地域協議会 会長 様

浦川原区総合事務所長

浦川原区に係る令和2年度の地域活動支援事業の審査について（依頼）

標記の件について、浦川原区に係る事業の採択を行いますので、提案された事業の審査を行ってくださるようお願いいたします。

なお、審査案件（提案された事業）については、別紙「提案のあった事業の一覧」のとおりです。

《 提案のあった事業の一覧 》

事業番号No.1 (資料番号No.1)	事業名	うらがわら雪あかりフェスタ
	提案者名	うらがわら雪あかりフェスタ実行委員会
	事業費及び補助金希望額	100 千円 (うち、補助金希望額 100 千円)
	事業の目的 (概略)	イベントを通じて、区内の交流と区外からの誘客を進め、雪と親しみながら地域活力の向上を目指す。
	事業の内容 (概略)	(1) 事業の対象 雪あかりフェスタ観光客 (2) 事業の実施方法 誘導・告知看板の設置、おでかけマップ作成・配布、催しの開催
	事業の実施期間	令和2年12月～令和3年3月
	事業で期待する効果	区内の交流を促進することで区全体の一体感・絆が深まり、区外からの誘客を進めることで、雪と親しみながら地域活力の向上を目的とする。
	審査の視点	活動支援事業が終了した場合の実施方法
事業番号No.2 (資料番号No.2)	事業名	うらがわらまつり等地域活性化事業
	提案者名	特定非営利活動法人夢あふれるまち浦川原
	事業費及び補助金希望額	1,661 千円 (うち、補助金希望額 1,660 千円)
	事業の目的 (概略)	うらがわらまつりにおいて、ワンタッチテントを購入することで、イベント従事者の負担軽減を図る。また、購入した機材を区内小中学校及び各種地域活動団体に貸出支援を行うことで地域の活性化に寄与する。
	事業の内容 (概略)	(1) 事業の対象 浦川原区内住民 (2) 事業の実施方法 うらがわらまつりにおいて使用するワンタッチテントの購入及び地域団体等への貸出
	事業の実施期間	令和2年6月～令和3年3月
	事業で期待する効果	購入した機材を活用することで従事者の負担が軽減される。また、購入した機材を区内の団体に貸出支援を行うことで、地域の活性化に寄与することができる。
	審査の視点	活動支援事業が終了した場合の実施方法、資機材の管理方法

別紙

事業番号No.3 (資料番号No.3)	事業名	事務代行地域活性化事業
	提案者名	特定非営利活動法人夢あふれるまち浦川原
	事業費及び補助金希望額	1,078千円（うち、補助金希望額1,078千円）
	事業の目的（概略）	法人が月1回発行し全戸配布している会報誌の印刷作業の効率化を図るため、コピー機を購入する。また、区内住民や各種団体の事務代行としてコピー機を活用することにより、地域の活性化に寄与する。
	事業の内容（概略）	(1)事業の対象 浦川原区内住民 (2)事業の実施方法 会報誌「夢だより」の印刷を行うコピー機を購入及び住民や地域団体等の事務代行を行う。
	事業の実施期間	令和2年6月～令和3年3月
	事業で期待する効果	購入した機材を活用することで印刷作業の効率化が図られる。また、購入した機材を使用して区内の住民・各種団体の事務代行支援を行うことで、地域の活性化に寄与することができる。
	審査の視点	活動支援事業が終了した場合の実施方法、資機材の管理方法
事業番号No.4 (資料番号No.4)	事業名	浦川原区シンボル像リウラとラウラ補修事業
	提案者名	特定非営利活動法人夢あふれるまち浦川原
	事業費及び補助金希望額	841千円（うち、補助金希望額840千円）
	事業の目的（概略）	浦川原村の時代、村のシンボルとして建立した「リウラとラウラの像」が老朽化したため、地域住民と協力し、補修作業を行うことで、地域住民はもちろん、他県などから訪れた方々に心のやすらぎを与え、地域の活力の向上を図る。
	事業の内容（概略）	(1)事業の対象 浦川原区内住民 (2)事業の実施方法 像の汚れを落とし、ひび割れなどの補修。接着剤を塗り、その上から塗装。周辺の草刈り。
	事業の実施期間	令和2年6月～令和3年3月
	事業で期待する効果	浦川原区のシンボルである「リウラとラウラの像」を美しく修繕することによって、地域住民はもちろん、他県などから訪れた方々にも心のやすらぎを与え、地域活力を向上させる機会とする。
	審査の視点	活動支援事業が終了した場合の実施方法、像周辺の管理方法

別紙

事業番号No.5 (資料番号No.5)	事業名	UMA音楽イベント事業
	提案者名	浦川原音楽協会 (UMA)
	事業費及び補助金希望額	500 千円 (うち、補助金希望額 480 千円)
	事業の目的 (概略)	音楽、楽器演奏を趣味で楽しむ、嗜んでいる浦川原区住民に対し、日頃の練習の成果を発表する機会を提供し、幅広い人の輪、繋がりを持つことで、より豊かな感性の育成、日々の生活に張り合いと潤いを与える。
	事業の内容 (概略)	(1) 事業の対象 浦川原音楽協会、イベント出演者及び来場者 (2) 事業の実施方法 UMA ファミリーコンサート 2020、UMA コンサート LIVE AT BUDOEN 2020 の開催 (音響機材レンタル、オペレート料、ゲスト出演料、広告宣伝費ほか)
	事業の実施期間	令和2年7月～令和3年3月
	事業で期待する効果	日頃の練習の成果を発表する機会を提供し、人前で披露する目標を持つことで、演奏技術の向上、幅広い人の輪、繋がりを持ち、より豊かな感性の育成と日々の生活に張り合いと潤いを与えることが期待できる。
審査の視点	活動支援事業が終了した場合の実施方法	
事業番号No.6 (資料番号No.6)	事業名	草刈り等に係る地域活性化事業
	提案者名	特定非営利活動法人夢あふれるまち浦川原
	事業費及び補助金希望額	732 千円 (うち、補助金希望額 731 千円)
	事業の目的 (概略)	浦川原区内では閉校になった小学校のグラウンドの草刈り作業などを「イノシシ対策」のために行っているが、作業員の負担が大きい。乗用タイプの草刈り機を購入し、各種地域活動団体等に貸し出しを行う。
	事業の内容 (概略)	(1) 事業の対象 浦川原区内住民 (2) 事業の実施方法 乗用草刈り機を購入・機械の管理。草刈り作業。各種地域活動団体等に貸し出し。
	事業の実施期間	令和2年6月～令和3年3月
	事業で期待する効果	同法人が、安全管理、機械管理、労務管理を行い、各種地域活動団体に貸し出しを行うことにより、これまで除草管理にかかっていた負担を軽減することができる。
審査の視点	活動支援事業が終了した場合の実施方法、資機材の管理方法	

別紙

事業番号No.7 (資料番号No.7)	事業名	うらスポフェスタ等地域活性化事業
	提案者名	特定非営利活動法人うらがわらスポーツクラブ
	事業費及び補助金希望額	481 千円 (うち、補助金希望額 481 千円)
	事業の目的 (概略)	地域住民に対して、スポーツの振興と健康づくりを目的としたスポーツイベントを開催することで、豊かな地域社会の創造に寄与する。また、多様な地域スポーツイベントに利用可能な備品を整備することで、地域の連携やスポーツ振興の向上が図られ、継続性が高い運営につなげる。
	事業の内容 (概略)	(1) 事業の対象 市内全域の健康な人 (2) 事業の実施方法 移動式で簡単に操作できる音響設備の購入、キンボール備品購入、キンボール練習会・うらスポフェスタの開催
	事業の実施期間	令和2年9月～令和2年10月
	事業で期待する効果	地域全体のスポーツ活動の活性化を図ることで、地域間、世代間の交流や連携が確立され、スポーツ振興、地域振興につながり、地域の活性化を図る。また、地域のスポーツ活動への青少年の参加を図ることで、小中学生を中心とした青少年の育成に貢献する。
審査の視点	活動支援事業が終了した場合の実施方法、資機材の管理方法	

提案件数	7 件
事業費合計	5,393 千円
補助希望額合計	5,370 千円
浦川原区配分額	5,400 千円
差引	△30 千円

令和2年度 浦川原区地域活動支援事業 審査スケジュール（案）

令和2年度	令和元年度（参考）	実施項目
4月 1日（水） ～30日（木）	4月 1日（月） ～30日（火）	提案募集期間
5月12日（火） 18:30開会		地域協議会（審査方法について協議ほか）
5月18日（月） 正午		提案者への質問締切、提案者へ質問回答依頼発送
	5月25日（土）	地域協議会、提案者によるプレゼンテーション、審査会
5月25日（月） 正午		委員からの質問に対する回答期限
5月25日（月） 夕方		委員からの質問への回答結果を、全委員へ送付
5月28日（木） 正午		採点票（7団体分）の提出期限（郵送又はFAXで事務局へ）
5月28日（木） 18:30開会		地域協議会、審査会（プレゼンテーションは実施せず）
5月29日（金）	5月27日（月）	浦川原区総合事務所長あて審査結果報告
5月29日（金）	5月28日（火）	提案者に審査結果通知

令和 2 年度 浦川原区地域活動支援事業の審査について

(1) 地域活動支援事業の審査方法

- ・浦川原区では、地域活動支援事業の審査にあたり、事業提案書を事前に配布いたします。審査会までに別紙 1「令和 2 年度地域活動支援事業に関する Q & A」を参考に事業内容の確認をお願いします。

~~・審査会では、提案者から事業の実施内容を説明していただく機会として、1 提案毎にプレゼンテーションを 15 分間設けます。また、各委員からの質疑の時間を 10 分間設けますので、別紙 2「審査方針及びプレゼンテーション質問例」を参考に、あらかじめ質問事項をご用意ください（提案数が多い場合には時間を調整する）。~~

⇒新型コロナウイルス感染防止のため、プレゼンテーションは中止とし、代わりに、書面で委員から提案者に質問をしていただく機会を設けます。

（別紙 6 を参照）

- ・各委員は書類審査により、別紙 3「浦川原区に係る令和 2 年度の地域活動支援事業に係る採点票」に審査結果を記入します。なお、採点票中の 2 (3) 共通審査基準の審査項目①公益性から⑤発展性の採点に際しては、別紙 4「共通審査基準の採点にあたっての考え方」を参考に記入してください。
- ・審査会において、各委員が記入した採点票を回収し、集計作業を行い、別紙 5「採点結果一覧、採否決定記録票」をもとに協議会全体で協議していただき、採択（不採択）を決定します。

(2) 審査にあたっての留意事項

○別紙 1 関係

- ・令和 2 年度の浦川原区地域活動資金は 540 万円です。提案の合計額が 537 万円と配分額を 3 万円下回っております。審査会で採択（不採択）を決定していただきます。
- ・提案の一部については、補助金の重複払いの防止、必要性、実現性等の判断を行う際の資料としていただくため、担当課（関係課）からの所見をいただいておりますので、審査の参考としてください。
- ・3 ページに記載されています対象経費について、報償費、人件費、食糧費、工事請負費及び備品購入費については、特に注意して確認願います。

○別紙 2 関係

- ・浦川原区では、提案者の関係者（構成員）に地域協議会委員がいる場合の取扱いとして、「関係者に地域協議会委員がいる場合においても、当該委員は審査会において地域協議会委員としての責務を果たすこと」としています。
- ・提案書の事前審査時に疑義を感じた場合は、質問例を参考に、書面で提案者に質問・確認してください。（別紙 6 を参照）

○別紙 3 関係

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認いただき適正か否かを判断します。

< 地域活動支援事業の目的 >

地域活動支援事業は、地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。

- ・地域自治区の採択方針は、浦川原区で定めた採択方針に対し、提案事業が適正か否かを判断します。

＜浦川原区の採択方針＞※令和元年12月23日第8回浦川原区地域協議会決定

1 優先して採択する事業

浦川原区の豊かな地域資源を活かし、「住民自らの取り組みによる住み続けたい地域づくり」を進めるため、住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- 地域団体等と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む、地域を活性化する事業
- 日常生活に関する課題に対し、住民同士が支えあって解決する事業
- 少子・高齢化などの地域課題の解決に取り組む事業
- 住民の福祉、健康の充実に取り組む事業
- 安全・安心なまちづくりの実現に取り組む事業
- 青少年の健全育成に取り組む事業
- 文化、歴史をはじめとする地域資源や観光資源を活用した事業
- 他の地域との交流・連携により、交流人口の拡大に取り組む事業

2 その他の事業

「優先して採択する事業」以外の事業は、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮しつつ、公益性を重視して採択する。

- ・共通審査基準は、全28地域自治区（全市）で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準となり、各項目につき5点満点で採点します。（別紙4関係参照）
- ・その他特記事項は、書類審査を通して各委員が感じたことを記載してください。

○別紙4関係

- ・別紙3採点票3(3)共通審査基準の審査項目①公益性から⑤発展性の審査項目と同様ですので、採点に際して活用するとともに個別採点（任意記入）に転記し、審査項目の採点記入の参考としてください。

○別紙5関係

- ・各委員が別紙3で審査した採点票を回収し、一覧表にまとめます。
- ・基本審査における適否の人数、優先採択方針との整合性の適否の人数、共通審査基準で採点した各審査項目別採点結果、その他特記事項を記載しますので、地域協議会全体で協議する判断材料としてください。

○別紙6関係

- ・新型コロナウイルス感染防止のため、プレゼンテーションが開催できないため、提案団体への質問と回答は書面による方法で行います。

このQ & Aは、地域活動支援事業に申請される方、申請を検討される方のため
のものです。申請される前に必ずお読みください。

令和 2 年度 地域活動支援事業に関する Q & A

上越市自治・市民環境部
自治・地域振興課

目 次

1	事業の枠組み等について	
Q 1-1	地域活動支援事業の目的	1
Q 1-2	事業の提案、審査の手続き	1
Q 1-3	地域自治区ごとの予算配分	1
Q 1-4	配分額の決め方	1
Q 1-5	補助率、補助金額の上限・下限の設定	2
Q 1-6	提案事業の紹介、採択事業の公表の扱い	2
2	対象経費及び対象事業について	
	対象経費一覧	3
Q 2-1	他の補助金との併用	4
Q 2-2	ハード事業	4
Q 2-3	宗教活動を目的とする事業	4
Q 2-4	市有地、市施設の利用	4
Q 2-5	「市が行う事業」の具体例	5
Q 2-6	提案者の所有地以外での実施	5
Q 2-7	基金の造成	5
Q 2-8	補助対象外経費	5
Q 2-9	講師謝金の基準	6
Q 2-10	人件費の基準	7
Q 2-11	飲食費の取扱い	8
Q 2-12	飲食の提供のある事業	8
Q 2-13	委託費の取扱い	8
Q 2-14	工事の取扱い	9
Q 2-15	備品購入	9
Q 2-16	備品購入後の管理	9
Q 2-17	物品の譲渡・寄付	9
Q 2-18	備品等の貸出	10
Q 2-19	金券、商品券の取扱い	10
Q 2-20	参加賞、賞品の取扱い	10
Q 2-21	他の団体への再配分・再補助	10
Q 2-22	提案団体の構成員の旅費	10
3	事業の提案について	
Q 3-1	事業の事前着手	11
Q 3-2	提案団体構成の要件	11
Q 3-3	規約や会則がない団体等の提案	11
Q 3-4	営利法人の提案	11
Q 3-5	実行委員会の提案	11
Q 3-6	同一事業への複数の団体からの提案	12
Q 3-7	同一団体による複数区への提案	12
Q 3-8	地域協議会による提案	12
Q 3-9	同一団体による複数事業の提案	12
Q 3-10	複数年度にわたる事業の提案	12
Q 3-11	消防団による提案	13
Q 3-12	冊子やパンフレットを発行する事業の提案	13
Q 3-13	事業提案書の誓約欄	13

4	事業の実施について	
Q 4-1	天災等不可抗力による事業の中止	14
Q 4-2	事業の広報上越への掲載	14
Q 4-3	市施設の減免	14
Q 4-4	物品のインターネットなどを通じた市外からの購入	14
Q 4-5	地域活動支援事業を活用した事業であることの表示	14
Q 4-6	年度途中での事業計画の変更	15
Q 4-7	余った補助金の取扱い	15
5	応募方法について	
Q 5-1	見積書の添付	16
Q 5-2	募集期間後の提案	16
Q 5-3	電子メールによる提出	16
Q 5-4	追加募集の予定	16
6	事業の採択（審査）について	
Q 6-1	事業採択等の決定者	17
Q 6-2	地域協議会委員に提案内容の利害関係者が含まれている場合の対応	17
Q 6-3	審査の公開	17
Q 6-4	審査での提案者の説明の有無	17
Q 6-5	採択後の手続き	17
7	事業終了後の報告について	
Q 7-1	事業終了後の手続き	18
Q 7-2	領収書の添付	18
Q 7-3	補助金額が予算を下回った場合の処理	18
Q 7-4	補助金以外の収入が増加した場合の処理	18
Q 7-5	事業費が予算を上回った場合の処理	18
Q 7-6	事業の年度繰越し	19
Q 7-7	成果報告の確認	19
Q 7-8	補助金の振込み時期	19
Q 7-9	補助金の事前の受け取り	19
	ご相談・ご応募先	20



1 事業の枠組み等について

Q1-1 地域活動支援事業の目的はどのようなものですか。

A 地域の課題解決や活力向上に向け、地域活動資金を28の地域自治区に配分し、住民の自発的・主体的な地域活動を推進することを目的としています。

また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

Q1-2 事業の提案や審査の手続きはどのようになりますか。

A 本事業では、基本的には次の手順により提案や審査を進めていきます。

① 地域の課題の解決策等について地域協議会が議論し、その結果を「採択方針」として取りまとめます。

② 上記①の内容を地域協議会と総合事務所、まちづくりセンターが協力して、広く市民の皆さんに周知していくとともに、提案を募集します。

③ 応募された提案は、各地域自治区に配分した予算枠を踏まえ、地域協議会において採択事業の可否や補助金額の審査を行います。

※ 地域協議会の審査は、地域自治区ごとの「採択方針」を踏まえ、提案事業が当事業の目的と合致しているかを確認する基本審査、共通審査（公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の各項目）により行います。なお、配点等の詳細は、地域自治区ごとに異なります。

※ 各区の採択方針は、総合事務所又はまちづくりセンターにご確認ください。

Q1-3 地域自治区ごとに予算を配分する理由はなんですか。

A 当市の地域自治区制度は、地域の意見を市政に反映させていくほか、身近な地域（区域内）の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていく目的を持ち合わせています。

そこで、本事業では、地域ごとの取組が活発となるよう各地域自治区に予算を配分しています。

Q1-4 各区の配分額はどのように決めたのですか。

A 各地域自治区への配分額については、まずは各地域で等しくそれぞれの課題に取り組んでいただきたいという趣旨から、均等割りに比重を置いた配分とし、その額を1区450万円と設定するとともに、地域の活力向上に向け、人口割合に応じた額を合算した額で設定しました。

Q1-5 補助率のほか、補助金額の上限や下限の設定はあるのですか。

A 補助率については、資金調達が活動の障害とならないよう 10/10 以内を上限とします。具体の補助率の設定は、地域の実情に応じた対応とするため、地域自治区ごとの判断に委ねています。

また、補助金額の上限・下限についても、補助率の取扱いと同様に地域自治区ごとの判断に委ねることとしています。

このようなことから、補助率や補助金額の上限・下限は、地域自治区ごとに取扱いが異なりますので、総合事務所又はまちづくりセンターにご確認ください。

Q1-6 提案事業の紹介や採択事業の公表はどのようになりますか。

A 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介しますので、あらかじめご了承ください。

また、採択事業の実施結果は、広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等で広く市民の皆さんに公表する予定です。

2 対象経費及び対象事業について

■対象経費一覧

項目	内容	提案時に見積書の添付が必要な項目※
報償費	講師等に対する謝金等 【Q2-9を参照】	
人件費	提案団体の構成員では賄いきれず、外部の人を雇うなど、やむを得ない場合に要する人件費 【Q2-10を参照】	
消耗品費	事業実施に直接必要となる消耗品	
食糧費	ボランティアや講演会講師のお茶代など、事業目的の実現に直接必要な最小限の経費 【Q2-11を参照】	
燃料費	作業等に必要な機材、車両等の燃料代	
手数料	事業の実施に伴う手数料	
保険料	事業の実施に伴う保険料	○
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費	○
通信運搬費	事業実施に直接必要となる送料、切手代等	
委託費	提案団体の構成員で行うことができない専門的知識や技術を要する業務の外部委託費 会場設営業務、警備業務等の委託費 【Q2-13参照】	○
使用料及び賃借料	会場の使用料、機器等の借上料	○ (借上料の場合)
工事請負費	事業目的の実現のために必要な工事費 【Q2-14参照】	○
備品購入費	事業目的の実現のために必要な備品の購入費 【Q2-15参照】	○
原材料費	事業実施に直接必要となる原材料費(食文化の伝承等に要する食材、遊歩道の修繕に要する材木等) 【Q2-11を参照】	
旅費	講師等の交通費、宿泊費等 【Q2-22参照】	

※10万円以上の経費については、2者以上の見積書の添付が必要です。

Q2-1 市の他の補助金も同時に申請していますが、この事業にも申請（提案）を行うことができますか。

A 国・県、また市の他の補助金を活用される場合は、重ねて本事業にご提案いただくことはできません。

Q2-2 ハード事業*も対象となりますか。

A 本事業では、ハード事業も対象となります。

ただし、本事業は、住民の皆さん自らが地域の課題解決や活力向上を図る「活動」を支援するための制度ですので、活動（ソフト事業）を行う上で必要となる場合に限り対象となります。施設等の整備・修繕のみが目的の事業は対象となりませんのでご注意ください。

※ 「ハード事業」とは、施設等の整備・修繕、またそれらに要する原材料の支給などを行う事業です。「ソフト事業」とは「ハード事業」以外の事業です。

【ハード事業の提案に当たり、特に留意いただきたいこと】

- ・施設等の整備を実施するときは、事業完了後は設備の形状や構造等に応じて一定期間（耐用年数）責任をもって維持しなければなりません。適切な維持・管理がなされていない場合は、補助金を返還していただく場合があります。
- ・当該施設、設備等の維持管理は、提案団体の負担となります。なお、市で取り決め（街路灯の電気料の市負担など）がある場合は、その取扱いに準ずるものとします。事前に市の担当課と協議を行う必要があるため、総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

Q2-3 対象外となっている宗教活動を目的とする事業とはどのようなもののことを言いますか。

A 例えば、寺の本尊や神社の本殿といった寺社の所有物の修理など、特定の寺社のために行われていると見られてしまうような事業などが対象外となります。

Q2-4 市の土地や施設を利用した事業の提案はできますか。

A 本事業では、市有地・市施設を利用した事業の提案も可能としています。

ただし、審査を円滑に進めるため、市有地・市施設を利用する事業については、提案を予定している総合事務所やまちづくりセンターに事前に相談を行ってください。

なお、市の施設の整備等を市に求める事業や「市が行う事業」については、対象外となります。（Q2-5も参照してください）

Q2-5 「市が行う事業」とはどのようなもののことを言いますか。

A 「市が行う事業」とは、市の施設の整備や備品の購入等に関わる事業のことです。

例えば、学校関係においては、授業の一環として使用することが主となる備品の購入費や活動経費については「市が行う事業」となりますが、部活動として使用することが主となる備品の購入費や活動経費については、「市が行う事業」とはなりません。

ただし、「市が行う事業」とはならないものでも、各区の採択方針で対象外としている事業もありますので、総合事務所又はまちづくりセンターにご確認ください。

Q2-6 提案者の所有地以外で実施する事業の提案はできますか。

A 本事業では、提案者の所有地以外で実施する事業の提案も可能としています。

ただし、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に相談や協議を行い、事業実施に支障がないようにしてから提案してください。関係者と相談や協議のない場合、書類を受理することができません。

また、採択された事業については、補助金交付申請時に所有者の承諾書を提出していただく必要があります。

Q2-7 提案団体による基金の造成（積立）ができますか。

A 提案団体による基金の造成（積立）に対して補助金を交付することは、団体の資産形成に当たるものと捉えられ、不適切なものとなることからできません。

Q2-8 事業の対象とならない経費はどのようなものですか。

A 次に掲げる経費は、対象外とします。

- ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費
(事業提案書の用紙代やコピー代、実績報告を送付するための郵送料など)
- ② 提案団体の運営に要する人件費や事務所等の経費
(理事会の役員日当や常勤雇用者の給与、事務所の家賃など)
- ③ 提案団体の構成員が飲食を行う経費
(弁当代やイベント終了後に行う懇談会の飲食代など。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします)
- ④ 会議に参加した人へのお茶代・菓子代
- ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費
(個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします)
- ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

Q2-9 講師謝金について、基準などがありますか。

A 各種講座、研修等の講師謝金については、社会通念上適切と考えられる額を対象とします。積算に当たっては次の表（市の基準）を目安としてください。

なお、全国的に著名なスポーツ選手、文化人等を招へいする場合等、次の表を目安にすることが難しい場合は、その人でなければならない理由と、支払う金額の根拠となる資料（見積書やパンフレット等講師料の記載があるもの、他で実施した際の実績など）等により補助金を充てる額の適正さを確認することになります。

団体構成員に対する単なる謝金は、団体の運営費とみなされるため対象外となります。（Q2-10も参照してください）

区 分	金 額
医 師	20,000 円
弁 護 士	20,000 円
大 学 教 授	15,000 円
大 学 准 教 授	13,700 円
大 学 講 師	13,700 円
各種講座講師等	
教 養 講 座	6,000 円
趣 味 講 座	6,000 円
ス ポ ー ツ 教 室	6,000 円
ス ポ ー ツ 助 手	3,800 円
◎上記の基準は、講義等の所要時間を半日（午前・午後の区分）として定めた金額である。	

Q2-10 事業の実施に当たり認められる人件費には、どのようなものがありますか。また、基準などがありますか。

A 地域の課題解決や活力向上を図るため、できる限り提案団体や地域の皆さん自身で事業を行うことが基本となります。

しかしながら、イベント等を開催する際に人手が必要となり、団体構成員では賄いきれず、外部の人を雇うなど、やむを得ない場合においてのみ、人件費（下記①を参照）が対象となります。

また、団体構成員に対する単なる謝礼は団体の運営費とみなされるため対象外ですが、団体構成員であっても団体の本来の活動以外の専門性を有する場合（下記②を参照）など運営費と切り離すことができれば対象となります。

①外部の人を雇う場合の人件費とは

外部の人を雇う場合の人件費とは、イベントを実施する際に、例えば提案団体以外に依頼する次の場合が考えられます。

- ・ 交通誘導員
- ・ 託児所設置に係る保育士
- ・ 救護に係る看護師 など

②団体構成員であっても対象となる人件費とは

団体構成員であっても、団体の本来の活動以外の専門性を有する場合に対象となる人件費とは、例えば次のような特定の技術を要する場合が考えられます。

- ・ 重機のオペレーション技術
- ・ ホームページの作成技術
- ・ 植栽のための造園技術 など

積算に当たっては、次の表（市の基準）を目安としてください。人件費の取扱いについては、提案を予定している総合事務所やまちづくりセンターへ事前に相談を行ってください。

項目	単位	金額	摘要
作業員	1時間	870円	・ イベント時の交通誘導 ・ 遊歩道などの整備に係る作業など
看護師	1時間	1,270円	
保育士	1時間	980円	
その他	社会通念上適当な額		

Q2-11 飲食に要する経費のうち事業の対象となるものはありますか。

A ボランティアや講演会講師等のお茶代・菓子代といった、事業目的の実現に直接必要な最小限の経費であれば、食糧費として対象となります。

このほか、食文化の伝承等に要する食材の購入費などは、原材料費として対象経費とすることができます。ただし、イベントで不特定多数の方に料理を振る舞う場合等は、受益者負担を求めることを検討してください。

食糧費の目安は、次の表のとおりです。

(食糧費の目安)

○ 事業目的の実現に直接必要な最小限の経費	× 事業の補助的な経費
例) ボランティアや講演会講師のお茶代・菓子代	例) ボランティアや講演会講師の弁当代
例) 遊歩道の整備やイベントの準備のために草刈り等の作業を行った後のお茶代・菓子代	例) 会議時の飲食代
例) イベント等の来場者（不特定多数の方）にふるまうお茶代・菓子代（公金での支出が適切でない酒代は対象外）	例) イベント等の運営スタッフの弁当代・飲食代
	例) イベント終了後に行う懇談会の飲食代

Q2-12 飲食を提供する事業の場合、保健所への届出は必要ですか。また、その経費は対象になりますか。

A 飲食の提供内容や提供方法等によっては、営業許可や事前協議、届出が必要な場合がありますので、事業の開催前に上越保健所（生活衛生課）に相談してください。

また、営業許可の申請や届出の実施など、食品営業許可に関することについては、保健所に直接お問い合わせください。

なお、申請や届出に係る経費（営業許可申請手数料や検便検査費など）は、事業目的の実現に直接必要な経費とみなし、補助金交付の対象となります。

Q2-13 委託費は対象になりますか。

A 事業すべてを委託する場合は対象外となります。

ただし、専門的知識や技術を要する業務を外部に委託するなど、委託内容が事業の一部に留まる場合は対象となります。

例えば、会場設営業務、警備業務などの委託費等を想定しています。

また、適正な価格での契約が行われるかを確認するため、見積り合わせ等を行っていただきます。見積り合わせ等が行われず、適正な価格での契約が行われていない場合は、補助金を返還していただくこともあります。

なお、本事業の趣旨から、できる限り地域でできることは地域で行うことを基本として、団体構成員や地域の皆さん自身で事業を実施してください。

Q2-14 工事費は対象になりますか。

A 本事業は工事費も対象となります。

ただし、本事業は、住民の皆さん自らが地域の課題解決や活力向上を図る「活動」を支援するための制度ですので、活動（ソフト事業）を行う上で必要となる場合に限り対象となります。施設等の整備・修繕のみが目的の事業は対象となりませんのでご注意ください。

（Q2-2も参照してください）

なお、工事費については、適正な価格での契約が行われるかを確認するため、見積り合わせ等を行っていただきます。見積り合わせ等が行われず、適正な価格での契約が行われていない場合は、補助金を返還していただくこともあります。

Q2-15 事業で備品を購入してもよいですか。

A 基本的にはレンタル等で対応するようにしてください。

ただし、本事業は、住民の皆さん自らが地域の課題解決や活力向上を図る「活動」を支援するための制度ですので、活動を行う上で必要となる場合で、かつ、備品の使用頻度や費用面等を考慮した上でレンタル等よりも購入した方がメリットがある場合やレンタル等ができない場合は購入することができます。

また、備品購入については、適正な価格での契約が行われるかを確認するため、見積り合わせ等を行っていただきます。見積り合わせ等が行われず、適正な価格での契約が行われていない場合は、補助金を返還していただくこともあります。

【備品購入を行う場合に特に留意いただきたいこと】

- ・ 備品購入を行う場合、レンタル等で導入費用を節減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制などを確認することとなります。
- ・ 事業完了後は備品の種類に応じて一定期間責任をもって維持しなければなりません。適切な維持・管理がなされていない場合は、補助金を返還していただく場合があります。
- ・ 当該備品の維持管理は、提案団体の負担となります。

Q2-16 備品購入後の管理についてはどのようにすればよいですか。

A 提案団体の管理担当者の交代や、後年度に市による確認の対応が必要な場合に備え、備品管理台帳等により確実に管理してください。

台帳等の様式は特に指定はありませんが、求めに応じてきちんと提示できるようお願いします。（Q2-13も参照してください）

Q2-17 補助金で購入した物品を他の団体に譲渡や寄付することは可能ですか。

A 補助金で購入した物品を、他の団体へ譲渡や寄付することはできません。

提案団体が責任を持って適正に管理してください。（Q2-13も参照してください）

Q2-18 補助金で購入した備品等を他の団体に貸すことは可能ですか。

- A 補助金で購入したテント等を、他の団体へ貸すことは問題ありません。
ただし、必要経費等の最低限度の金額を超えて有償で貸し出すことはできません。
(備品の管理については、Q2-16を参照してください)

Q2-19 金券、商品券の購入・発行は対象になりますか。

- A 個人への現金給付となる事業などは、本事業の趣旨に合わないことから対象外とします。
例えば、イベントの景品として金券を購入する経費や未成年への謝礼として図書券を購入する経費などは対象外となります。
なお、未成年への謝礼については、青少年の健全な育成や保護者との不必要なトラブルを避ける観点から、できるだけ換金性の低いものを現物給付するなどして対応してください。

Q2-20 参加賞や賞品などは対象になりますか。

- A 参加賞は、地域の活性化を図ることを目的としたイベント等への参加者に対して配布する商品等が対象となります。金額の目安については、次の表のとおりです。

(参加賞の目安)

金額の目安	200円以内
-------	--------

また、コンクール、試合等への参加者の意欲を高めることを目的とした上位入賞者への賞品などは対象となります。金額は、コンクール、試合等の内容に応じ、一般的に実施されている類似事業と比べて高額にならないよう、注意してください。

なお、賞品の引換券を発行する場合は、実績報告の際に、提案団体が直接賞品を購入したことが確認できる領収書の添付が必要です。

Q2-21 イベント等で協力いただく他の団体に助成金を再配分・再補助することはできませんか。

- A 他の団体等に助成金を再配分・再補助することはできません。
例えば、地域の夏祭りを計画し、各町内会や子ども会などの団体に現金を支給し、夏祭りを盛り上げるイベントを各団体で企画・実施してもらうことなどは、再配分・再補助に該当するため対象外となります。

Q2-22 提案団体の構成員の旅費は対象になりますか。

- A 事業実施場所までの交通費や高速道路料金など、事業目的の実現に直接必要な経費であれば対象となります。
なお、事前の準備や打ち合わせに関する交通費は対象外です。

3 事業の提案について

Q3-1 採択が決定する前に着手していた事業は認められますか。

A 事業提案書の提出日以降に着手したものであれば認めています。事業提案書を提出する前に着手していた部分は対象とすることができませんのでご注意ください。

なお、採択前に事業着手する場合、その事業が採択されないことや、補助金額が減額される可能性があることをあらかじめご承知ください。

Q3-2 事業の要件である「団体」について、5人以上の構成員で組織されることを要件としているのはなぜですか。

A 本事業では、自ら企画・提案した案件について、確実に取組を完了していただく必要があります。

そのため、実施主体の要件として、一般的に「代表」・「副代表」・「その他の役員」（担当者等）・「監査」などの各種役割の分担を構成員で受け持ち、団体としての実体を有すること、また、できる限り個人への利益還元が生じることを避けつつ、小規模の町内会等でも応募することができることに配慮し、「5人以上の構成員で組織されること」を要件としたものです。

Q3-3 規約や会則がない団体等でも提案をすることはできますか。

A 規約や会則がない新たに設立した団体等でも提案することはできます。

本事業では、自ら企画・提案した案件について、確実に取組を完了していただく必要があります。そこで、団体等の状況を確認するため、規約又は会則の添付をお願いするものです。（追加でその他の資料を提出していただく場合があります）

なお、こうした規約又は会則がない場合は、団体等の活動状況や概要がわかる資料（様式任意）を添付してください。

Q3-4 営利法人は提案をすることができますか。

A 営利法人（市の3セクを含む）は、提案事業と営利事業の区分が難しいことから一律対象外とします。

Q3-5 実行委員会による提案もできますか。

A 本事業では、実行委員会による提案も可能です。

Q3-6 地区の振興会とその構成員である町内会や婦人会等が、同一事業に関しそれぞれ提案を行うことはできますか。(振興会がイベント全体の運営を行い、町内会等がイベントを構成する一部のプログラムに主体的に担って事業を行う場合など)

A 本事業では、問いにあるような事例において団体とその構成員である別の団体は、それぞれ提案を行うことができます。審査では、提案ごとに採択の可否を判断することとなります。

Q3-7 同一団体による複数区への提案は認められますか。

A 本事業では、同一団体による複数区への提案を行うことができます。

提案事業の審査は、各地域自治区で行いますので、一つの団体が複数区で事業を予定している場合は、該当するすべての地域自治区に提案し、それぞれで審査を受けていただくことが必要となります。各区によって採択結果に差が出る可能性がありますので、ご注意ください。

例えば、複数区に渡るイベントでの物品の貸与（道路脇に設置するイベントの「のぼり旗」の貸与など）や工事などでは、その対象となる地域自治区に要する経費をそれぞれ区分けして提案することとなります。

なお、経費については、区ごとに必要な経費を按分し、提案書に記載することとなります。詳しいことは総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

Q3-8 地域協議会として、会の総意で決定した案件の提案をすることはできますか。

A 公平な審査を担保するため、地域協議会そのものが提案者となることや提案団体の構成員になることはできません。

Q3-9 同一団体が複数の事業を提案することはできますか。

A 本事業では、同一団体から複数の事業の提案があつたとしても、当初から除外することはありません。提案された案件ごとに採択の可否を判断します。

Q3-10 複数年度にわたる事業の提案はできますか。

A 本事業では、複数年度にわたる事業の提案も行うことができます。

ただし、提案やその審査の内容は、提案する年度に限ったものとなります。翌年度以降の分は、改めて提案をし、審査を受けることとなりますので、複数年度の事業採択を保証するものではありません。

また、地域自治区によっては、前年度と同一内容の事業が提案された場合に、補助率を下げることもあります。詳しいことは総合事務所又はまちづくりセンターにご確認ください。

Q3-11 消防団による事業の提案はできますか。

A 本事業は市が事業の提案団体に補助金を交付することから、市の組織である消防団は提案することができません。

また、提案者が消防団以外であったとしても、事業内容が消防団の活動のみである場合も同様に提案することはできません。

Q3-12 地域の歴史を紹介した冊子やパンフレットを発行する事業は提案できますか。

A 冊子等を発行することが地域の課題解決や活力向上につながる事業であれば提案できます。ただし出版や展示に際して、写真やイラスト、絵図、書状などを使用するときは著作権者や所有者の承諾を得なければなりません。市が発行した文献から絵図や写真を引用する場合は、上越市立高田図書館又は上越市公文書センターへ事前に問い合わせてください。あわせて肖像権の侵害にも十分お気を付けください。

そのほかにも、印刷物や展示物に差別的な表現が含まれていないことを確認して、人権・同和問題の発生を未然に防止するよう、ご確認ください。

Q3-13 事業提案書に誓約欄があるのはなぜですか。

A 市民の安全で安心な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、「上越市暴力団の排除の推進に関する条例」を平成25年1月に施行しました。

この条例は、市が実施する補助金、助成金等の給付金を交付する事業を通じ、暴力団に有益な行為を行うことにより、暴力団の勢力の維持・拡大に資することにならないよう、給付金の交付を行わず、又は交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができることを規定したものです。

誓約欄は、この条例を遵守することを提案団体に誓約していただくためのものです。

4 事業の実施について

Q4-1 天災等の不可抗力により事業が中止となった場合には補助金はどうなりますか。

A 災害など中止の原因が提案者の責任でないことが明らかな場合、中止となった時点までに要した経費は補助の対象とすることが可能です。

具体的な手順としては、事故報告書を総合事務所又はまちづくりセンターに直ちにご提出いただくことが必要になりますので、中止の判断を行う見込みのある場合は、事前にご相談ください。

また、中止により事業内容を変更せざるを得なくなったときは、別途変更承認申請をしていただくこととなります。(Q4-6も参照してください)

Q4-2 事業について、広報上越に掲載し、周知できますか。

A 広報上越に掲載する場合は、市又は市教育委員会の共催、後援が必要になります。共催、後援の申請は、事業の内容を所管している市役所の担当課に行ってください。

なお、紙面のスペースの都合上、掲載できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q4-3 公民館などの市の施設を使用する場合は減免の対象になりますか。

A 地域活動支援事業に採択されたことにより、市の施設の使用料が一律に減免されることにはなりません。減免の対象となるかどうかは、各施設や使用する団体により基準が異なりますので、使用を希望する施設にご確認ください。

なお、使用料を地域活動支援事業補助金の経費に計上することは可能です。

Q4-4 備品購入等について、インターネットなどを通じて市外から購入することも認められますか。

A 市内の企業や商店等で販売していない場合などを除き、地域経済の活性化や地元事業者の育成の観点から、市内の企業や商店等から購入するようにお願いします。

なお、やむを得ずインターネットを通じた購入をする場合は、領収書の発行の可否について事前にご確認ください。

Q4-5 イベントを実施する上でPR用のチラシ、ポスターを作成しましたが、本事業で助成を受けていることを周知する旨の表示をする必要はありますか。

A チラシ、ポスター、パンフレット等の広く市民に周知する印刷物を作成する場合は、「この事業は上越市地域活動支援事業を活用しています」などの一文を明記してください。

なお、印刷物以外（看板やテントなど）への表示は必須ではありませんが、できるだけ周知にご協力ください。(別途、文字入れに費用がかかる場合は、その費用も補助対象経費となります)

Q4-6 年度途中での事業計画の変更は認められますか。

A 原則として、経費の配分や事業の内容を変更する場合（軽微なものを除く）には、事業計画変更承認申請書をご提出いただくこととなります。

変更の理由により変更の可否を判断することとなりますので、経費の配分や事業の内容に変更が生じる見込みがある場合は、軽微なものでも、まずは事前に総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

○ 変更手続（変更承認申請書）が必要な範囲の判断基準は下記のとおりです。

	変更手続が必要な場合	補足説明
1	事業費の変更 … 補助対象事業の総事業費の概ね 30%を超える増減を行う場合※ ¹	事業が複数に分かれている場合は、その小事業ごとの経費の増減が概ね 30%を超えた場合にも変更承認申請書の提出が必要。
2	事業の内容の変更 … 事業の実施方法・内容を変更する場合、補助金額の減額を希望する場合	事業費に変動がない場合であっても、変更※ ² によって事業の目的達成・効果等に影響を及ぼす場合などは変更承認申請書の提出が必要。
3	補助金の交付時期等の変更を希望する場合	概算払いを希望して提出した収支計画書の内容を変更する場合、変更承認申請書の提出が必要。また、途中で概算払いを希望する場合も同様。
4	補助対象事業を中止、又は廃止する場合	
5	完了日が申請時の事業完了予定日を大幅に過ぎる場合	概ね 1 か月以上を過ぎる場合は、変更承認申請書の提出が必要。

※¹ 変更手続が必要な場合は、あくまで目安です。30%以下であっても経費項目間の事業費の移し替え、追加等がある場合は申請が必要になることがあります。事業計画の変更を行う場合は、あらかじめ総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

※² 変更とは、経費項目（備品購入費、工事請負費、消耗品費等）間で事業費をやりとりすることです。

Q4-7 提案したよりも事業費が安くなることが見込まれるため、余った額で当初提案していないことを実施することはできますか。

A 補助金の交付は、提案された内容に対して認めたものであり、お金が余ったからといって提案された内容と違うことを行うことはできません。

お金が余ることが見込まれる場合は、変更手続などにより補助金額を減額することとなりますので、総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。（Q4-6、Q7-3も参照してください）

5 応募方法について

Q5-1 事業提案の際、見積書の添付は必須ですか。

A 原則として見積書は必須であり、10万円以上の経費については、2者以上の見積書の添付が必要となります。

なお、軽微なものや研修会の講師の招へいに要する電車代のように社会通念上見積書が存在しない内容のもの等は、見積書の代わりに積算資料を作成し、添付してください。

Q5-2 募集期間に間に合いませんでした。期限を過ぎてから提案することはできますか。

A できません。期日までに必ず持参によりご提出ください。

Q5-3 電子メールによる提出はできますか。

A 事業提案書や補助金交付申請書等の書類について、電子メール、ファックス又は郵送での提出はできません。

総合事務所又はまちづくりセンターで、実施要綱等に基づく対象経費に係るチェックや関係機関、関係団体等との協議状況などを受付の際に確認する必要があるため、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）とあわせ、事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参してください。

なお、募集期間終了後、速やかに地域協議会で審査を行いますので、申請される方、申請を検討される方は、早めに総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。

Q5-4 追加募集の予定はありますか。

A 各地域自治区に配分する予算枠に採択総額が達しないときは、それぞれの地域協議会の判断で追加募集を行う場合があります。必要に応じて、総合事務所又はまちづくりセンターにお問い合わせください。

6 事業の採択(審査)について

Q6-1 誰が事業採択等を決定するのですか。

A 本事業では、総合事務所又はまちづくりセンターで、実施要綱等に基づく対象経費に係る確認を行った上で、各地域協議会に事業採択の審査を委ねています。

なお、提出していただいた提案書は、審査の資料として、写しを地域協議会委員に配布します。また、審査は公開の場で行われることから、会議の傍聴者が提案書を閲覧しますので、ご了承ください。

Q6-2 地域協議会委員に提案内容の利害関係者が含まれる場合はどのように対応するのですか。

A 地域協議会委員に提案内容の利害関係者が存在する場合であっても、委員の選任方法に公募公選制を採用していること、また、委員は団体の代表ではなく個人の資格で選任されていることを踏まえ、必要に応じて各地域協議会で対応を検討していただいています。

Q6-3 提案の審査は公開で行いますか。

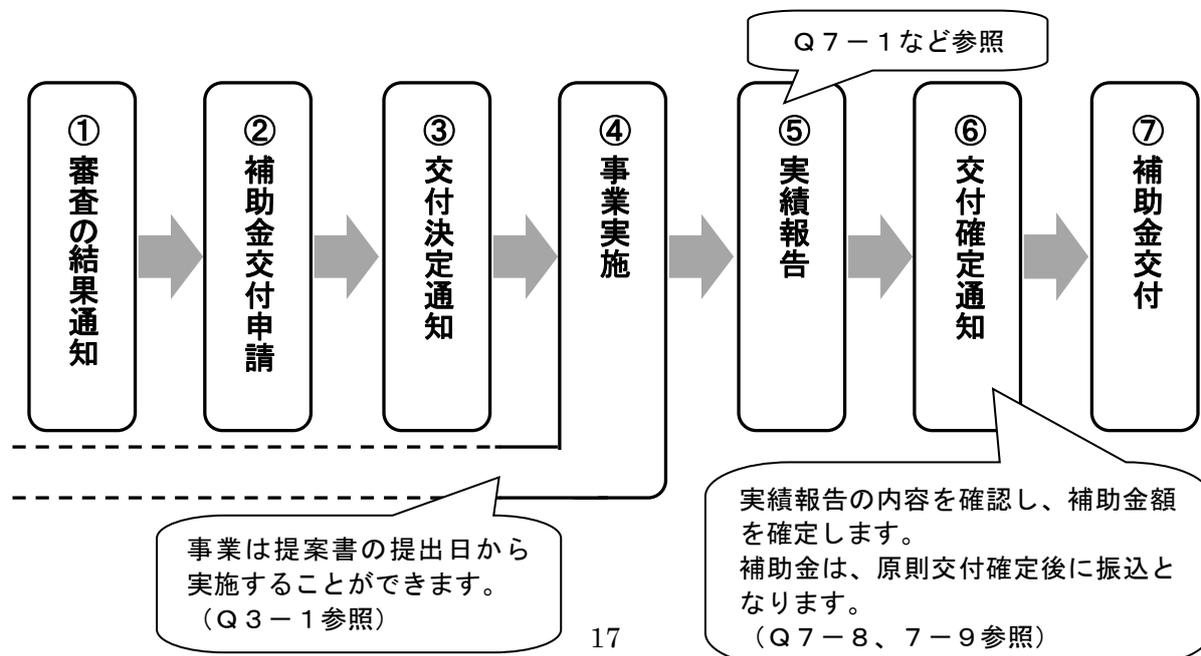
A 通常地域協議会の会議と同様に、原則公開で行います。

Q6-4 提案の審査では、提案者の説明を聞いて判断するのですか。

A 提案者の説明（プレゼンテーションやヒアリング）の実施の有無を含め、具体的な審査方法は地域協議会ごとに定めていますので、詳しくは総合事務所又はまちづくりセンターにご確認ください。

Q6-5 採択された後はどのような手続きが必要となりますか。

A 審査の結果通知の際に詳しい内容をお知らせしますが、市に対して「補助金交付申請」をしていただき、その交付決定通知をもって正式に補助金が交付されることが決まります。



7 事業終了後の報告について

Q7-1 事業終了後はどうすればよいですか。

A 事業の終了後、概ね1か月以内に「補助事業実績報告書」を提出してください。

※添付書類

- ①事業結果概要書
- ②その他の必要書類（記録写真、領収書（写し）、作成した印刷物など）

Q7-2 事業実施後、領収書の添付は必須ですか。

A 領収書（写し）の添付は必須です。領収書の宛名は、必ず提案団体の名前としてください。

なお、電車代のように社会通念上領収書が存在しない内容のものは、領収書の代わりに記録簿（交通費を団体内で受け取った方からの受領印のあるもの）を作成し、添付してください。

また、領収書のみで金額の内訳が確認できない場合は、請求書の写し等金額の内訳が分かる書類もあわせて提出してください。

Q7-3 事業実施後、予定よりも経費が安く済みました。どのように処理を進めたらよいですか。

A 補助金の交付前であれば、実際に要した経費の額で実績報告を行っていただき、その額に応じた補助金額を支払います。

既に補助金の交付を受けたとき（概算払いを受けていたとき）は、実際に要した経費の額で実績報告を行っていただき、差額分の補助金額を返金していただきます。

返金の方法は、総合事務所又はまちづくりセンターから連絡しますので、速やかに手続きを進めてください。

なお、変更承認申請が必要な場合もありますので、あらかじめ経費が大幅に減額することが見込まれる場合などは、総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。（Q4-6も参照してください）

Q7-4 事業を実施した結果、補助金以外の収入が増え、収支で差額が出ました。どのように処理を進めたらよいですか。

A 上記Q7-3の答えと同じように取り扱うこととなります。

Q7-5 補助金額よりも多くの事業費がかかりました。どのように処理を進めたらよいですか。

A 補助金額よりも多くの事業費がかかったとしても、補助金額を増やすことはできません。自己資金で対応してください。

Q7-6 事業の年度繰越しは認められますか。

A 法令等により地方自治体の予算は単年度で完結することが原則とされています。

したがって、本事業についても同様に扱うこととしており、年度繰越しを認めることはできません。

進捗管理を適切に行うため、提案団体から事業の定期報告を行っていただきます。また、12月末までに事業が終了しないものについては、執行見込みを必ず出すようにしてください。

なお、同一年度内に事業が完了しない場合は、事故報告書の提出が必要となりますので、あらかじめ総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。(Q4-1も参照してください)

Q7-7 成果報告の確認はどのように行うのですか。

A 市では、事業の完了後に地域協議会に報告を行います。また、その内容を広報や市ホームページでの周知、情報提供等で広く市民の皆さんに公表します。さらに、地域自治区ごとに成果発表会を行う場合もあります。

なお、経費の支出は、他の補助金と同様にその適正さを総合事務所又はまちづくりセンターが確認します。

また、これらの支出は、不適切な支出と認定される場合は、補助金の返還対象となります。

Q7-8 補助金はいつごろ振り込まれますか。

A 原則として、事業実績の確認を終え、請求書を市に提出していただいてから1か月程度で振り込みます。

概算払いを希望する場合も、請求書を市に提出していただいてから1か月程度で振込を行う予定です。

Q7-9 自己資金がないので、事前に補助金を手にすることはできますか。

A 事業の実施に当たり、自己資金が無いなどの理由により補助金を概算払いすることができません。

概算払いを希望する場合は、事業の収支計画書の作成が必要となりますので、総合事務所又はまちづくりセンターにご相談ください。内容を精査し、必要と認める場合は、補助金の一部をお支払いすることができます。

なお、収支計画書を提出していただいた後、その内容に変更が生じると変更手続きが必要になります(Q4-6も参照してください)。安易に変更することのないよう、資金が必要になる時期や金額を十分確認の上、作成してください。

こちらまでご相談・ご応募ください！

■事業全般について

自治・市民環境部 自治・地域振興課 (☎ 025-526-5111 内線 1429、1584)

■各地域自治区の募集期間、採択方針、審査基準等について

地域自治区	事務所	所在地(電話番号)	地域自治区	事務所	所在地(電話番号)
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	寺町 2-20-1 (上越市福祉交流プラザ内) ☎ 025-522-8831	安塚区	安塚区総合事務所	安塚区安塚 722-3 ☎ 025-592-2003
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部まちづくりセンター	土橋 1914-3 (上越市市民プラザ2階) ☎ 025-526-1690	浦川原区	浦川原区総合事務所	浦川原区釜淵 5 ☎ 025-599-2301
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	中央 1-16-1 (レインボーセンター内) ☎ 025-531-1337	大島区	大島区総合事務所	大島区岡 3320-3 ☎ 025-594-3101
			牧区	牧区総合事務所	牧区柳島 522 ☎ 025-533-5141
			柿崎区	柿崎区総合事務所	柿崎区柿崎 6405 ☎ 025-536-2211
			大潟区	大潟区総合事務所	大潟区土底浜 1081-1 ☎ 025-534-2111
			頸城区	頸城区総合事務所	頸城区百間町 636 ☎ 025-530-2311
			吉川区	吉川区総合事務所	吉川区下町 1126 ☎ 025-548-2311
			中郷区	中郷区総合事務所	中郷区藤沢 986-1 ☎ 0255-74-2411
			板倉区	板倉区総合事務所	板倉区針 722-1 ☎ 0255-78-2141
			清里区	清里区総合事務所	清里区荒牧 18 ☎ 025-528-3111
			三和区	三和区総合事務所	三和区井ノ口 444 ☎ 025-532-2323
			名立区	名立区総合事務所	名立区名立大町 365-1 ☎ 025-537-2121

提案書類の作成なども支援しますので、
まずはお気軽にご相談ください！！



審査方針及びプレゼンテーション質問例

【浦川原区】

○提案者の関係者に地域協議会委員がいる場合の取扱いについての当地域協議会の方針

現状及び考え方

- ・提案者が団体（特に活動範囲が広い団体）の場合は、地域協議会委員の中で相当数の委員が当該団体の構成員又は利害関係者になっていることが想定される。
- ・委員が提案団体の構成員等であることを理由に、当該委員を審査会から除外した場合、当区での地域協議会の開催が成立しないことも懸念される。
- ・地域協議会委員の選任方法に公募公選制を採用していること。また委員は団体の代表としてではなく、個人の資格で市長から選任されていることから、地域協議会における審査会において団体の代表として発言をすることはあり得ず、あくまでも市の諮問機関として、委員個人として公平な立場から審査にあたることになっている。
- ・審査会は、通常地域協議会と同様に原則公開で行う。

当区の方針

- ・提案者の関係者に地域協議会委員がいる場合においても、当該委員は審査会において地域協議会委員としての責務を果たすこととする。

○プレゼンテーション時における質問例（あくまでも参考です）

※浦川原区の採択方針及び共通審査基準に定められている項目についても、質問項目として活用して下さい。（既に提案書に具体的に記載されている場合を除く）

- ・この提案事業により、浦川原区の住民あるいは実施地区の住民にどのようなメリット・効果があると考えていますか？
- ・この支援事業制度の期間が終了した後の将来的な取り組みについて、具体的に説明してください。
- ・この提案事業に取り組む最終的なビジョンを教えてください。
- ・提案団体の自主財源を確保するために、会費、寄付金、募金などについて、どのような努力をされていますか？
- ・イベントの開催の場合、一般参加者からの参加費の徴収で事業費をまかなう考えはありませんか？
- ・（外部発注の内容が多い場合）例えば、皆さんの手作りによるポスター・チラシの作成、手弁当による労力奉仕、ボランティアの募集などによりできる部分はありますか？
- ・イベント等を計画していますが、イベント等の盛り上げを他団体に協力いただく場合、企画・実施してもらうことは補助金の再配分に該当するため対象外となりますが、理解していますか？

- ・提案団体の構成員以外で何人くらいの一般参加者を想定していますか？
- ・広く住民参加を募集する上での具体的取り組み方法を教えてください？

- ・不採択になった場合、単独でも本年度実施しますか、それとも本年度は実施を見送り、来年度再提案しますか？
- ・採択となっても、配分枠の都合で希望する補助金額が減額された場合、不足額の資金調達の目処は立っていますか、それとも本年度は実施を見送り、来年度再提案しますか？
(希望する補助金額が減額された場合、この事業を実施するうえで必要な物品等に「優先順位」はありますか。その理由も教えてください。)
- ・継続事業で考えていらっしゃると思いますが、本年度の実施結果を来年度にどう生かすか、また本年度は事業採択になったとしても、2年目以降の事業が不採択の場合の手立てを聞かせてください。

- ・〇月からすぐに取り組むことになっていますが、準備はできていますか？
- ・すでに事業着手していますが、採択されない場合や補助金額が減額される可能性があります、理解していますか？
- ・実施期間が来年の3月までになっていますが、事業が未完了による来年度への繰越が認められていませんが、支払いも含めて3月中に完了しますか？
- ・(市・県・国の施設を使用する場合) 提案にあたり施設管理者の了解はとってありますか？
- ・実施を行うに当たってのスタッフの確保、安全対策、保険の手立てなどはできていますか？
- ・購入を予定している看板やステージ等の備品の耐用年数は何年くらいですか。また、耐用年数までの活用予定について聞かせてください。

- ・備品購入については基本的にはレンタル等で対応していただくことになっていますが、レンタル等で導入費用を節減できない理由を聞かせてください。
- ・この事業で購入する備品を他の事業で使用する予定はありますか。また購入した備品を管理する格納場所がありますか？

1. 採点対象

事業名	うらがわら雪あかりフェスタ
提案者名	うらがわら雪あかりフェスタ実行委員会

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p>1 優先して採択する事業</p> <p>浦川原区の豊かな地域資源を活かし、「住民自らの取り組みによる住み続けたい地域づくり」を進めるため、住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <p>○地域団体等と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む、地域を活性化する事業 ○日常生活に関する課題に対し、住民同士が支えあって解決する事業 ○少子・高齢化などの地域課題の解決に取り組む事業 ○住民の福祉、健康の充実に取り組む事業 ○安全・安心なまちづくりの実現に取り組む事業 ○青少年の健全育成に取り組む事業 ○文化、歴史をはじめとする地域資源や観光資源を活用した事業 ○他の地域との交流・連携により、交流人口の拡大に取り組む事業</p>	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

審査項目	審査基準	個別採点 (任意記入)	当区の 配点	採点欄
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか		5	
	・全市的な方向性と合致しているか			
	・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか			
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか		5	
	・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか			
	・緊急性の高い提案事業であるか			
	・ほかの方法で代替できないものであるか			
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか		5	
	・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか			
	・資金調達の規模や時期に無理はないか			
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか		5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか		5	
	・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか			
	・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか			
合計			25	

* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

(記載欄)

地域活動支援事業共通審査基準の採点にあたっての考え方

審査項目	審査基準	採点基準				
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか	成果の還元が限定的	広い成果の還元が期待できる			
		1	2	3	4	5
	・全市的な方向性と合致しているか	ほとんど合致していない	大いに合致している			
		1	2	3	4	5
	・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	不利益を与える可能性が大きい	不利益を与えない			
		1	2	3	4	5
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか	ほとんど対応していない	大いに対応している			
		1	2	3	4	5
	・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか	貢献度合いが不明確	優れて有効			
		1	2	3	4	5
	・緊急性の高い提案事業であるか	緊急性が低い	緊急性が高い			
		1	2	3	4	5
	・ほかの方法で代替できないものであるか	代替手段がある	代替できない			
		1	2	3	4	5
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか	不明確である	明確である			
		1	2	3	4	5
	・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか	計画の熟度が低い	計画の熟度が高い			
		1	2	3	4	5
	・資金調達の規模や時期に無理はないか	無理がある	適切である			
		1	2	3	4	5
④参加性	・提案事業の実施に当たり提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	期待できない	大いに期待できる			
		1	2	3	4	5
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか	これまでの踏襲である	新たな取り組みである			
		1	2	3	4	5
	・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか	信頼性等がない	信頼性等がある			
		1	2	3	4	5
	・事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	期待できない	大いに期待できる			
		1	2	3	4	5

※不採択となった事業があった場合、どのような視点が不足していたため不採択となったのか、提案者に説明ができるようにしておく必要があります。

No.	事業名	提案者名	事業費 千円	助成 希望額 千円	助成額 千円	(1) 地域活動 支援事業 の目的	(2) 優先採択 方針との 適合性	(3) 評価結果						(4) 特記事項	結果 記入	結果通知 採否理由 コメント
								(配点)	公益性 (5)	必要性 (5)	実現性 (5)	参加性 (5)	発展性 (5)			
1	うらがわら雪あかりフェスタ	うらがわら雪あかりフェスタ実行委員会	100	100		○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0		
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
2	うらがわらまつり等地域活性化事業	NPO法人 夢あふれるまち浦川原	1,661	1,660		○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0		
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
3	事務代行地域活性化事業	NPO法人 夢あふれるまち浦川原	1,078	1,078		○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0		
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
4	浦川原区シンボル像リウラとラウラ補修事業	NPO法人 夢あふれるまち浦川原	841	840		○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0		
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
5	UMA音楽イベント事業	浦川原音楽協会 (UMA)	500	480		○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0		
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
6	草刈り等に係る地域活性化事業	NPO法人 夢あふれるまち浦川原	732	731		○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0		
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
7	うらすポフェスタ等地域活性化事業	NPO法人 うらがわらスポーツクラブ	481	481		○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0		
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
8	—	—	—	—	—	○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0	—	—
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
9	—	—	—	—	—	○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0	—	—
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
10	—	—	—	—	—	○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0	—	—
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
11	—	—	—	—	—	○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0	—	—
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
12	—	—	—	—	—	○：0人 ×：12人	○：0人 ×：12人	合計値	0	0	0	0	0	0	—	—
								平均値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
								最高値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
								最低値	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—		
合計			5,393	5,370	0											

(参考) 当区の地域活動資金の配分枠 5,400千円

超過額 ▲ 30 千円

この質問票は、5月18日（月）正午までに提出してください。

別紙6

FAX・メール送信の場合も、5月18日（月）正午までをお願いします。

FAX599-2225、E-mail:uragawara-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

なお、特に質問等がない場合は、質問事項「なし」を○で囲み、この1枚目だけをFAX送信していただくか、電話等にてその旨お知らせください（電話 599-2301）。

地域活動支援事業に関する質問票

令和2年5月 日

（あて先）浦川原区総合事務所長

委員名

■各事業に関する質問について、

次の事項について不明なため回答願います

質問事項

あり ・ なし

※質問事項がある場合は下記質問票に記載し、提出してください。

事業番号	提案事業名
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

事業番号	提案事業名
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

委員名	
-----	--

事業番号		提案事業名	
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

事業番号		提案事業名	
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

事業番号		提案事業名	
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

委員名	
-----	--

事業番号		提案事業名	
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

事業番号		提案事業名	
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

事業番号		提案事業名	
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

まずはお気軽にご相談ください!

- ★ 令和2年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



■ 募集期間

**令和2年4月1日（水）から
4月30日（木）まで（必着）**

休日や業務時間外に提出を希望される方は、事前にご連絡ください。

■ 実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 市類似補助事業の補助要件に合致する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■ 支援内容

- ・事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント！》

- ・事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・令和2年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、浦川原区総合事務所（総務・地域振興グループ）に実績報告書を提出してください。

■ 補助金額

- ・地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・浦川原区の予算（配分額）は以下のとおりです。

《浦川原区の予算（配分額） 540万円》

- ・浦川原区における補助率は10/10以内です。提案事業の合計額が、浦川原区への配分額を超過した場合は、減額されることがあります。
- ・浦川原区においては、補助金額の上限や下限を設定していません。

《ポイント！》

- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■ 応募方法

- ・所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面、団体の直近の予算書または決算書など）と合わせ、浦川原区総合事務所（総務・地域振興グループ）に持参してください。

《ポイント！》

- ・申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、浦川原区総合事務所（総務・地域振興グループ）へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります）
- ・応募に必要な様式及びQ&Aは、浦川原区総合事務所（総務・地域振興グループ）の窓口で配布します。
また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■ 提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会が審査を行い、採択事業等を決定します。
- ・ 浦川原区の審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）を受けて審査を行います。
- ・ 審査は、次の視点を踏まえて行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を地域協議会が明らかにするものです。
- ・ 令和2年度における浦川原区の採択方針は次のとおりです。

《令和2年度 浦川原区の採択方針》

1 優先して採択する事業	<p>浦川原区の豊かな地域資源を活かし、「住民自らの取り組みによる住み続けたい地域づくり」を進めるため、住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域団体等と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む、地域を活性化する事業 ○日常生活に関する課題に対し、住民同士が支えあって解決する事業 ○少子・高齢化などの地域課題の解決に取り組む事業 ○住民の福祉、健康の充実に取り組む事業 ○安全・安心なまちづくりの実現に取り組む事業 ○青少年の健全育成に取り組む事業 ○文化、歴史をはじめとする地域資源や観光資源を活用した事業 ○他の地域との交流・連携により、交流人口の拡大に取り組む事業
2 その他の事業	<p>「優先して採択する事業」以外の事業は、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮しつつ、公益性を重視して採択する。</p>

(2) 基本審査・共通審査

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は、次の審査項目と視点により審査を行うものです。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
① 公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。 ・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。

③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

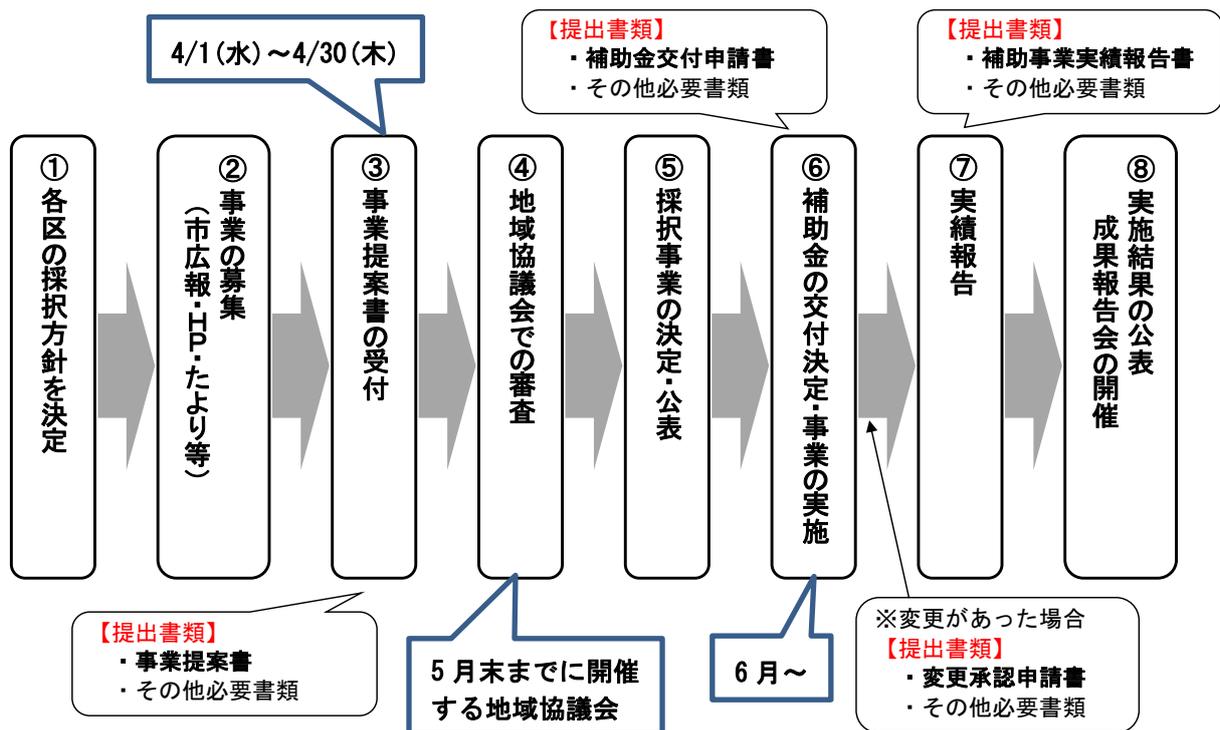
《ポイント！》

- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「浦川原区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。審査に当たっての基本的な考え方は、浦川原区総合事務所（総務・地域振興グループ）でご確認ください。

■ 事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■ フロー図（事業実施の流れ）



応募をお考えの方は、まずはお気軽にご相談ください！

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

住所：上越市浦川原区釜淵5番地

電話：025-599-2301（内線306、305）

FAX：025-599-2225



事業全般についてのお問い合わせ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 ☎ 025-526-5111 内線1584

令和2年1月7日

浦川原区総合事務所長 様

浦川原区地域協議会
会長 藤田 宏 禎

浦川原区における令和2年度の地域活動支援事業の採択方針について（報告）

標記の件について、下記のとおり地域協議会として浦川原区に係る採択方針を取りまとめましたので報告します。

記

○令和2年度浦川原区の採択方針 別紙のとおり

浦川原区における令和2年度の地域活動支援事業の採択方針について

補助率	設定なし(10/10以内) ※提案の合計額が区の配分額を上回った場合に減額
補助金限度額	設定なし
募集期間	○3月1日 新年度の募集に向けた相談の受付 ○3月下旬 予算成立後、募集要項等の配布開始 ○4月1日～ 事業の募集開始(～4月30日) ○5月末まで 地域協議会での審査、採択すべき事業の決定 ○6月～ 補助金の交付決定・事業の実施
採択方針	<p>1 優先して採択する事業</p> <p>浦川原区の豊かな地域資源を活かし、「住民自らの取り組みによる住み続けたい地域づくり」を進めるため、住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域団体等と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む、地域を活性化させる事業 ○日常生活に関する課題に対し、住民同士が支えあって解決する事業 ○少子・高齢化などの地域課題の解決に取り組む事業 ○住民の福祉、健康の充実に取り組む事業 ○安全・安心なまちづくりの実現に取り組む事業 ○青少年の健全育成に取り組む事業 ○文化、歴史をはじめとする地域資源や観光資源を活用した事業 ○他の地域との交流・連携により、交流人口の拡大に取り組む事業 <p>2 その他の事業</p> <p>「優先して採択する事業」以外の事業は、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮しつつ、公益性を重視して採択する。</p>
その他	<p>【提案時提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会での審査において参考とするため、提案団体の直近の予算書または決算書(団体の収支がわかるもの)を提出すること。(様式任意) <p>【補助対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市類似補助事業の補助要件に合致する事業
提案事業のプレゼンテーション	提案者からの事業説明、地域協議会委員からの質問を含め、1提案者につき25分の時間(提案数が多い場合には調整する)を設け、プレゼンテーションを行う。
審査方法	採択方針に基づきプレゼンテーションを受けて委員個人による審査を行い、その後、全体で協議する。
追加募集	必要により追加募集を行う。

浦川原区総合事務所職員一覧(令和2年5月1日現在)

- 所 長 よこた はじめ 横田 一
- 次 長 ごい の ひろみ 五井野 宏美
- 次 長 こじま かつみ 小嶋 勝己
- 主 幹 たきざわ よしふみ 滝澤 良文

○ 総務・地域振興グループ	
次長(グループ長兼務)	<small>ごい の ひろみ</small> 五井野 宏美
総務班 ＜主な業務＞ ・消防防災、危機管理、防犯、交通安全 ・コミュニティプラザ管理 ・私有財産管理 など	班長 <small>いいの ひでひと</small> 飯野 秀仁
	主任 <small>いがらし おさむ</small> 五十嵐 修
	主事 <small>せがわ けいた</small> 瀬川 慶太
	主事 <small>にしじょう なお</small> 西條 菜緒
地域振興班 ＜主な業務＞ ・地域協議会、地域振興 ・集落づくり推進員 ・公共交通 など	班長 <small>きたざわ たくや</small> 北澤 卓哉
	主任 <small>わしづ ふみなり</small> 鷺津 史也
	集落づくり推進員 <small>こんどう よしゆき</small> 近藤 好幸
	会計年度任用職員 <small>ふじい ゆう</small> 藤井 優
	会計年度任用職員 <small>いかわ あきひで</small> 岩野 昭秀

○ 市民生活・福祉グループ	
グループ長	<small>いちむら ひ さ こ</small> 市村 比左子
上席保健師長	<small>かすが まさみ</small> 春日 政美
市民生活班 ＜主な業務＞ ・戸籍、印鑑登録 ・環境保全 など	班長 <small>すぎた たかひろ</small> 杉田 隆浩
	班長 <small>ふじさわ てつろう</small> 藤澤 哲朗
	副主任 <small>うちやま かずゆき</small> 内山 一幸
税務班 ＜主な業務＞・市税、固定資産税、納税 など	班長 <small>いしだ かつゆき</small> 石田 勝幸
福祉班 ＜主な業務＞ ・国民健康保険、介護保険 ・生活保護、障がい者福祉 ・高齢者、保育 など	班長 <small>たきざわ ふみこ</small> 滝澤 文子
	主任 <small>いとう み はる</small> 伊藤 弥晴
	管理栄養士 <small>ひらばやし あきは</small> 平林 あきは
	会計年度任用職員 <small>みやぐち なみこ</small> 宮口 奈美子
	会計年度任用職員 <small>みずさわ みどり</small> 水澤 みどり

○ 教育・文化グループ	
グループ長	<small>やまざき ひ で み</small> 山崎 日出海
教育・文化班 ＜主な業務＞ ・学校、社会教育施設管理 ・スクールバス運行 ・公民館活動 など	主任 <small>たきだ ひろあき</small> 滝田 裕昭
	主事 <small>ひぐち こうせい</small> 樋口 甲星
	公民館主事 <small>むらまつ いちろう</small> 村松 一郎

○ 産業グループ	
グループ長	<small>やまもと としゆき</small> 山本 敏行
農政班 ＜主な業務＞ ・農林水産業 ・林業 ・中山間地域交付金 ・多面的機能交付金 ・有害鳥獣対策 ・月影の郷 など	班長 <small>いけだ ゆたか</small> 池田 裕
	班長 <small>たけだ せいいち</small> 竹田 清一
	主任 <small>いわさき けんえい</small> 岩崎 賢恵
	主任 <small>ますだ ひろし</small> 増田 洋
	主任 <small>やまぐち よういち</small> 山口 洋一
	副主任 <small>えむら ひでゆき</small> 江村 秀幸
	副主任 <small>かきはら ひであき</small> 笠原 英明
	産業観光班 ＜主な業務＞ ・商工業振興 ・観光施設管理 ・越後田舎体験 ・大浦安げんき市 など
主査 <small>こばやし しゅういち</small> 小林 修一	
主任 <small>いちかわ むつみ</small> 市川 睦美	
主任 <small>みやした ゆうすけ</small> 宮下 祐輔	
主事 <small>むらまつ きょうすけ</small> 村松 恭輔	
会計年度任用職員 <small>にしやま あ す か</small> 西山 明日香	

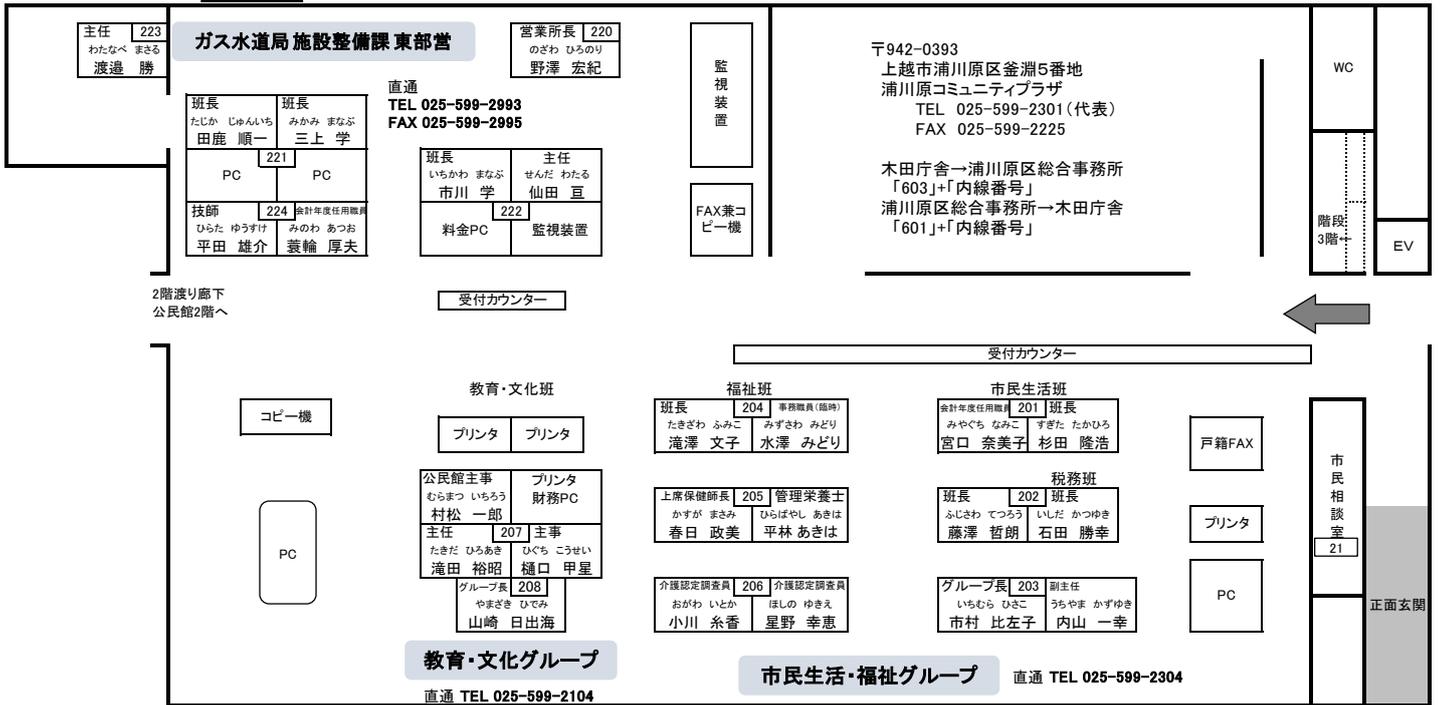
○ 建設グループ	
グループ長	<small>わたなべ ともかず</small> 渡辺 知和
整備班 ＜主な業務＞ ・道路、橋梁の整備 など	班長 <small>さいとう ひでひこ</small> 齊藤 秀彦
	主任 <small>たなべ さとし</small> 田邊 聡
管理班 ＜主な業務＞ ・市道管理、除雪 ・公共下水道 ・公営住宅 など	班長 <small>にしじょう えいいち</small> 西條 栄一
	班長 <small>わたべ ゆきお</small> 渡部 幸雄
	副主任 <small>いしだ ゆたか</small> 石田 豊
会計年度任用職員 <small>さ の なおみ</small> 佐野 直美	
会計年度任用職員 <small>にしやま せいいち</small> 西山 誠一	
会計年度任用職員 <small>いわさき ひよし</small> 岩崎 陽吉	

○ ガス水道局東部営業所(8人)	
所 長	<small>のざわ ひろのり</small> 野澤 宏紀
班 長	<small>たじか じゅんいち</small> 田鹿 順一
班 長	<small>いちかわ まなぶ</small> 市川 学
班 長	<small>みかみ まなぶ</small> 三上 学
主 任	<small>わたなべ まさる</small> 渡邊 勝
主 任	<small>せんだ わたる</small> 仙田 亘
技 師	<small>ひらた ゆうすけ</small> 平田 雄介
会計年度任用職員	<small>みのわ あつお</small> 蓑輪 厚夫

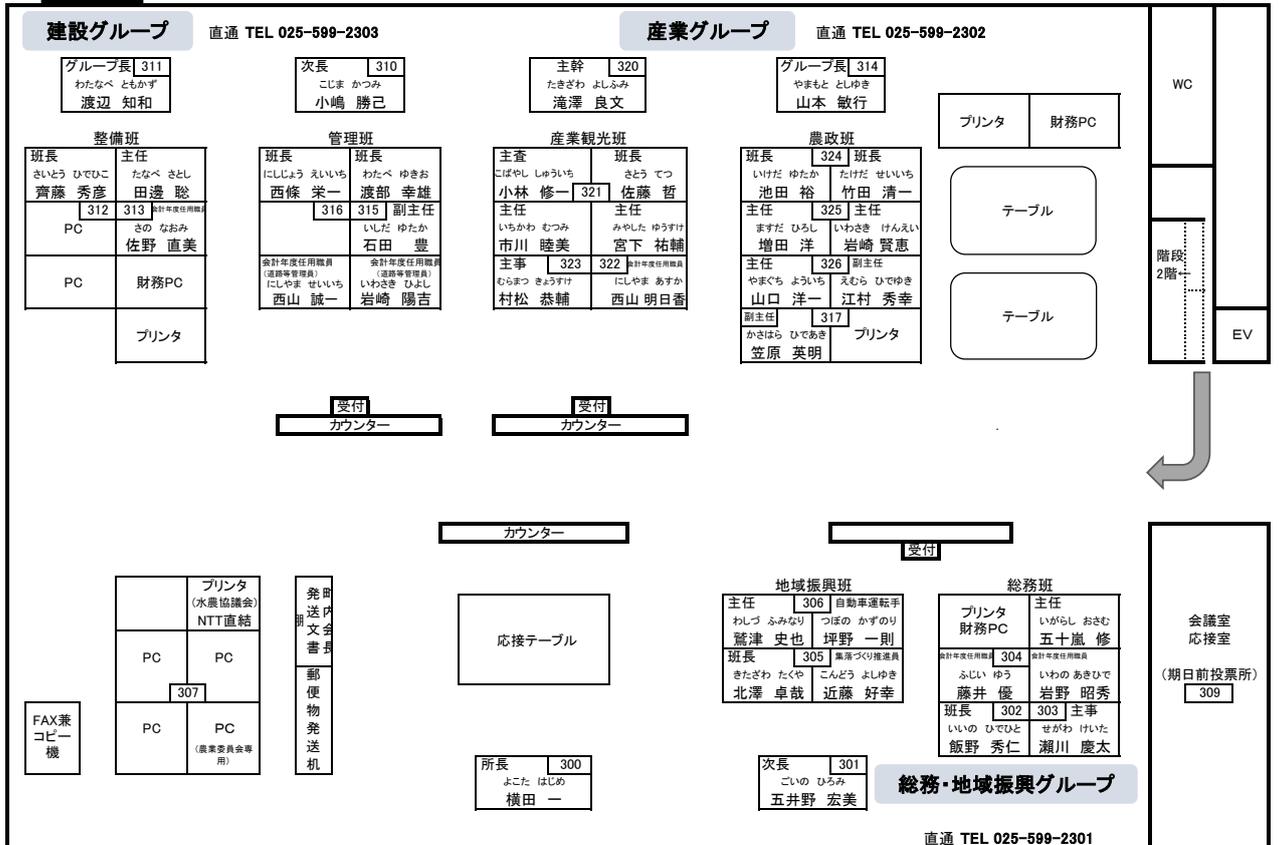
浦川原区総合事務所

令和2年5月1日現在

2階



3階



令和2年度実施 浦川原区における主な事業

(単位:千円)

No.	区分	事業名	(担当課) 担当グループ	R2予算額	H31予算額	増減
				①	②	①-②
1	継続	浦川原区地域振興事業	(自治・地域振興課) 総務・地域振興G	1,925	1,925	0
【事業概要】 浦川原区の地域振興と活性化を図るため、各種のイベントに補助金を交付する。 (うらがわらまつり、柴又児童交流、柴又地域交流、月影芸能まつり)						
2	継続	地域活動支援事業	(自治・地域振興課) 総務・地域振興G	5,400	5,400	0
【事業概要】 地域の課題解決や活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。 ・地域団体が自発的、主体的に取り組む事業に対して補助金を交付する。 ・提案事業に対する審査は、地域協議会が行う。						
3	継続	浦川原コミュニティプラザ管理運営費	(自治・地域振興課) 総務・地域振興G	26,705	59,123	△ 32,418
【事業概要】 地域における多様な市民活動の場を提供するために浦川原コミュニティプラザを運営するほか、施設の維持管理を行う。 正面玄関車寄せ改修工事、非常用発電機入替工事及び冷温水発生機冷却水系工事完了に伴う減額。 ・コミュニティプラザ、車庫棟の維持管理 ・総合事務所の維持管理						
4	継続	町内会関係費集会場整備費補助事業	(共生まちづくり課) 総務・地域振興G	1,873	813	1,060
【事業概要】 町内会集会場の整備の促進を図るため、整備や耐震診断に要する費用に対して補助金を交付する。 集会所修繕概要(H30屋根葺替え→R2屋根葺替え・外壁張替え)が異なることに伴う増額。 ・集会場修繕の補助(釜淵町内会)						
5	継続	鉄道駅舎等管理運営費	(交通政策課) 総務・地域振興G	3,556	3,559	△ 3
【事業概要】 ほくほく線利用者の利便性を確保するため、施設の維持管理を行う。 ・うらがわら駅、虫川大杉駅の駅舎及び駐車場の維持管理						
6	継続	消防施設整備事業	(危機管理課) 総務・地域振興G	1,757	3,465	△ 1,708
【事業概要】 消防水利を確保するため施設の整備等を行う事業で、防火水槽や消火栓の新設、修繕等を行う。 工事概要(H31消火栓移設→R2防火水槽堆積土砂処理)が異なることに伴う減額。 ・防火水槽内堆積土砂処理等(顕聖寺地内)						

令和2年度実施 浦川原区における主な事業

(単位:千円)

7	継続	宿泊体験交流施設「月影の郷」管理運営費	(農村振興課) 産業G	5,942	4,058	1,884
【事業概要】 農山村の資源や文化を観光資源とする「えちご田舎体験」等の受け入れ施設として、管理運営を行う。 取付道路舗装修繕工事(L=35m)実施に伴う増額。 ・施設指定管理委託(指定管理) ・取付道路舗装修繕工事(L=35m)						
8	継続	浦川原区農村地区多目的集会所管理運営費	(農村振興課) 産業G	1,558	1,557	1
【事業概要】 浦川原区農村地区多目的集会所2施設(横住・里山)の管理運営を行う。 ・適切な維持管理により利用促進を図る。						
9	継続	中山間地域等活性化対策事業(交付金)	(農政課) 産業G	17,785	19,296	△ 1,511
【事業概要】 中山間地域等直接支払交付金を活用した連携による農地保全と担い手育成を推進し、中山間地域農業の振興を図る。 4期対策から5期対策取組面積減少に伴う減額。 ・中山間地域等直接支払交付金 令和2年度から第5期対策開始(令和6年度まで)						
10	継続	土地改良事業 (県営農地環境整備事業負担金)	(農林水産整備課) 産業G	2,500	7,500	△ 5,000
【事業概要】 県営土地改良事業(農地環境整備事業)に対する負担金(市・地元)を計上し、事業推進を図る。 樽田地区(安塚区)、上達地区(大島区)の事業完了に伴う減額。 ・上岡地区農地環境整備(圃場整備)						
11	継続	浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ管理運営費	(観光振興課) 産業G	4,160	3,548	612
【事業概要】 休止施設の適切な管理を行う。 施設整理に伴う増額。 ・施設管理等						
12	継続	浦川原工業団地維持管理費	(産業立地課) 産業G	598	5,883	△ 5,285
【事業概要】 浦川原工業団地の適切な維持管理を行う。 土留め工事完了に伴う減額。 ・集水柵・土砂分離水槽土砂撤去等委託等						
13	継続	浦川原区既設林道維持管理事業	(農林水産整備課) 産業G	3,514	3,773	△ 259
【事業概要】 林道の適正な管理と機能維持により、利用者の安全確保と災害発生防止に努める。 維持管理内容の見直しに伴う減額。 ・林道巡視、除草、側溝清掃業務委託 ・林道飯室横川線側溝修繕工事(L=20m)						

令和2年度実施 浦川原区における主な事業

(単位:千円)

14	継続	浦川原区道路維持費	(道路課) 建設G	38,949	51,053	△ 12,104
【事業概要】 一般交通に支障を及ぼさないよう市道を維持管理する。 道路舗装修繕工事箇所数の減少に伴う減額(2路線→1路線)。 ・現業非常勤一般職員の採用 2名(安塚区、浦川原区、大島区の道路維持作業等) ・道路施設維持管理業務委託 浦川原区全域 L=77.9km ・街路樹管理委託 2箇所 ・道路草刈業務委託 17路線、L=22,150m、A=43,610㎡ ・市内一円道路修繕工事(破損箇所等の補修) ・道路舗装修繕工事(横住法定寺桑曾根線L=560m) ・外側線修繕工事(L=1.39km)						
15	継続	除雪費	(道路課) 建設G	117,631	118,073	△ 442
【事業概要】 冬期間の市民の安全・安心及び民政の安定と産業基盤の強化を図るため市道の除雪を行う。 ・市道除排雪委託(R1車道除雪延長L=73.10km)						
16	継続	うらがわら保育園通園バス運営事業	(保育課) 市民生活・福祉G	5,426	9,646	△ 4,220
【事業概要】 保育園児の通園のために専用車両を運行することにより、登園、降園時における園児の安全を確保し、保護者の負担軽減を図る。 通園バス購入完了に伴う減額。 ・NPO夢あふれるまち浦川原へ運行業務委託 ・運行台数:2台 ・利用者負担 児童一人往復2,500円/月、片道のみ利用1,250円/月						
17	継続	浦川原保健センター管理運営費	(健康づくり推進課) 市民生活・福祉G	3,841	3,957	△ 116
【事業概要】 市民の健康づくりを支援するための拠点施設として管理運営し、各種事業の実施や利用者の交流の場として活用する。 施設設備維持管理費用負担金の見直しに伴う減額。 ・光熱水費、施設維持管理費等						
18	継続	生活支援ハウス運営費	(高齢者支援課) 市民生活・福祉G	12,147	13,080	△ 933
【事業概要】 介護支援サービス、居住サービス及び交流の機会を総合的に提供し、高齢者が安心して健康的な生活を送れるよう支援するため、生活支援ハウスを設置、運営する。 2階避難用通路屋上防水工事完了に伴う減額。 ・指定管理委託料、光熱水費等						
19	継続	地域支え合い事業	(高齢者支援課) 市民生活・福祉G	3,384	3,405	△ 21
【事業概要】 高齢者の介護予防、地域における自立した生活、心身の健康保持を図るために必要な支援を行うことにより、地域において介護予防の重要性を啓発するとともに高齢者の支え合い体制を構築する。 ・NPO夢あふれるまち浦川原へ業務委託 ・委託内容:協議体会議、サロン運営、サロン等送迎車運転業務、介護予防教室等						

令和2年度実施 浦川原区における主な事業

(単位:千円)

20	継続	浦川原区スクールバス等運行事業	(教育総務課) 教育・文化G	3,284	3,548	△ 264
<p>【事業概要】</p> <p>遠距離通学等児童生徒の安全な通学を確保するため、スクールバスを運行する。 乗車人数の減に伴う運行路の変更等に伴う減額。 ・スクールバス運行委託料(定期運行、臨時運行) ・定期運行(東俣、上岡、杉坪、今熊、山本、桜島、岩室、長走)、臨時運行(小・中学校の校外学習、他区の校外学習等)</p>						
21	継続	浦川原地区公民館事業	(社会教育課) 教育・文化G	316	212	104
<p>【事業概要】</p> <p>市民が健康で生きがいのある生活ができるよう、生涯学習の場を提供する。 事業回数の増に伴う増額。 ・焼かずにできる粘土教室、筆ペン教室、キッズダンス教室、さわやか女性学級、夏まつり盆踊り講習会、家庭菜園教室、大浦安夏休み子ども体験教室、夏休み子どもつどいのひろば、家庭教育支援講座、公民館だよりの発行</p>						
22	継続	浦川原地区公民館の管理運営	(社会教育課) 教育・文化G	1,939	2,664	△ 725
<p>【事業概要】</p> <p>社会教育の推進、生涯学習の拠点として、市民が利用しやすいよう施設の維持管理を行う。 エレベーター修繕の完了に伴う減額。</p>						
23	継続	浦川原区体育施設管理運営費	(スポーツ推進課) 教育・文化G	19,309	18,553	756
<p>【事業概要】</p> <p>利用者が安心してスポーツを楽しめるよう、施設の維持管理を行う。 適切な管理運営を行い、施設の利用促進を図る。 (浦川原体育館、浦川原運動広場、浦川原プール) 浦川原体育館の音響設備更新に伴う増額。 ・浦川原区体育施設管理業務委託 ・浦川原プールろ過機ろ過袋購入 ・浦川原体育館 音響設置アンプ更新工事</p>						
24	継続	体育施設整備事業	(スポーツ推進課) 教育・文化G	53,251	2,128	51,123
<p>【事業概要】</p> <p>上越市総合計画や上越市総合計画プランに基づき、計画的に体育施設の整備を行う。 浦川原体育館の施設整備工事に伴う増額。 ・浦川原体育館 西側外壁全面張替工事 ・浦川原体育館 アリーナ天井照明改修工事 ・浦川原体育館 会議室冷房設置工事 ・浦川原体育館 ホール屋上天窓改修工事</p>						

第4期 浦川原区地域協議会 活動報告



令和2年2月8日
浦川原区地域協議会

■地域協議会の主な役割

地域協議会の役割は、身近な地域の課題について議論し、地域の意見を取りまとめ、その意見を市政に伝えることです。その役割を果たすため、主に「諮問・答申」、「自主的審議」、「地域活動支援事業」を活用します。

①諮問・答申

- ・諮問とは、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について地域協議会に対して「区域の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求められた場合、その内容を審議します。
- ・答申とは、諮問された事項を審議し、その結果を市長に対して返します。答申に当たっては、地域協議会は、「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断をしますが、その内容は、地域住民の生活に及ぼす影響の観点を踏まえた意見である必要があります。

②自主的審議

- ・地域協議会は、自主的な判断で地域自治区の区域における課題等について審議することができます。自主的審議に当たっては、地域の関係者や市の担当課からの情報収集、必要に応じた地域との意見交換、課題の解決策の協議など、地域自治区に住む住民としての観点からの議論が必要となり、審議した結果を意見書として市長に提出することができます。

③地域活動支援事業

- ・地域の課題解決や活力向上に向け、住民の自発的・主体的な活動を推進するために、各地域自治区にあらかじめ配分された予算の範囲内で、事業に必要な経費を実施団体に補助する制度です。
- ・地域協議会では、提案された事業について、地域自治区で定めた採択方針に基づき審査し、採択事業を決定します。

■市からの諮問事項と答申

第4期浦川原区地域協議会では、任期が始まった平成28年4月28日から本日(令和2年2月8日)までの間に、市からの諮問を受けた事項はありませんでした。

■自主的審議と意見書の提出

第4期浦川原区地域協議会では、任期が始まった平成28年4月28日から本日(令和2年2月8日)までの間に、地域の課題を解決するため、地域協議会が自主的、自発的に下表の内容を審議し、市に意見書を提出して住民の声を反映するよう求めるなど、地域の課題解決に努めました。

審議事項	新規・継続の別	活動内容
浦川原区の若者の暮らしにおける交通機関の利便性と安全性の向上について	継続	○平成28年11月19日開催の浦川原中学校との意見交換会における中学生の意見や提案について協議し、通勤通学はもとより日常生活において利用するほくほく線電車内へのトイレ設置について、平成29年8月16日付で意見書を提出。

○提出した意見書

平成 29 年 8 月 16 日付

「浦川原区の若者の暮らしにおける交通機関の利便性と安全性の向上について」

平成 29 年 8 月 16 日

上越市長 村山 秀幸 様

浦川原区地域協議会
会長 藤田 宏 彦

浦川原区の若者の暮らしにおける交通機関の利便性と
安全性の向上について

当協議会においては、平成28年11月19日に「ここが大好き！みんなで描こう明日の浦川原」をテーマとして、浦川原中学校2年生と意見交換会を実施し、中学生から出された意見や提案について、整理や協議を行ってきたほか、以前から交通機関等の利便性において、協議をしてきたところです。

また、若者をはじめとする区内の住民が暮らしやすく、若者から将来にわたり住み続けてもらうには、交通機関の整備が必要と考えております。

その中でも、ほくほく線沿線に二つの駅を持つ当区においては、北陸・上越両新幹線や他の路線への接続手段として、また、通勤、通学を始めとする移動手段としてのほくほく線の利便性の向上は必要不可欠であるとともに、他の公共交通機関等についても利便性や安全性を高めるための整備に取り組んでいくことが、課題の解決につながっていくものと考えております。

については、利便性や安全性の向上のために、下記について関係機関及び事業者に積極的な働きかけをお願いします。

記

1 「ほくほく線」の電車内のトイレ設置について

北越急行株式会社が運営する「ほくほく線」においては電車車両内にトイレがないことから、利用者はトイレの使用を我慢したり、停車中に駅舎のトイレを利用するため下車するなどの対応を強いられ、別紙のような意見が多数聞かれます。

私たち浦川原区の住民は、通勤や通学、行楽など様々な場面で利用していますが、トイレのないことが支障となり利用をためらっている人や、不便を感じている人が多くいることから、乗客の利便性を向上し利用客の増加を図るためにも、北越急行株式会社に対して、トイレ設置の実現に向け働きかけが必要です。

2 信号機の設置について

浦川原区山印内地内の国道 253 号と市道山印内線との交差点は、上沼道へのアクセス交差点となったことから交通量が多く、また、店舗が隣接していることもあり、車両の流れが複雑で、現に交通事故が多く発生しており、交通事故がさらに増加することが懸念されるため、信号機を設置し安全性を高めるよう設置者である新潟県公安委員会に働きかけが必要です。

「ほくほく線」の電車内のトイレ設置に関して寄せられた意見等

- ・高齢化社会の中で、なぜ電車内にトイレが設置されていないのか。
- ・駅舎のトイレを使っている間は電車が待ってくれると聞くが、たった一人のために他の乗客が待たされることを考えると利用しにくい。
- ・時刻表どおりに運行するのが前提である電車が、トイレの利用者により遅れを取り戻すためにスピードを上げることで、JR西日本の福知山線のような事故が起こる危険性はないのか。
- ・幼児が我慢できずに途中の駅で降りざるを得なかった。
- ・松代駅のトイレへ入ったら電車に乗り遅れた。
- ・孫を連れていて、途中でトイレと言われて困った。

■地域活動支援事業の審査

地域協議会では毎年、身近な地域における課題の解決を図り地域の活力を向上するため、市民の発意により実施される事業に対して、補助金を交付する「地域活動支援事業」を審査しています。浦川原区地域協議会では、提案団体から事業内容の説明を受け全体審査により、浦川原区に配分された補助金額の範囲内で採択する事業を決定しました。

【平成 28 年度】配分額 5,500 千円

提案総数 7 事業：満額採択 2 事業、減額採択 5 事業、不採択 0 事業

(単位：千円)

提案事業名 (提案者)	補助 希望額	審査 結果	採択額
第 8 回浦川原和太鼓祭 (NPO 法人保倉川太鼓)	370	減額	279
地域活性化モデル事業 (NPO 法人浦川原桜づつみ公園を守る会)	1,137	減額	802
浦川原小学校支援事業 (浦川原小学校後援会設立準備委員会)	1,986	満額	1,986
うらがわら雪あかりフェスタ (うらがわら雪あかりフェスタ実行委員会)	253	満額	253
浦川原中学校吹奏楽部支援事業 (浦川原中学校同窓会)	2,050	減額	1,435
青少年の地域での育成にかかわるレクリエーションスポーツ事業 (うらがわらジュニアスポーツ団体連絡協議会)	1,464	減額	194
第 5 回うらスポマラソン大会 (NPO 法人うらがわらスポーツクラブ)	878	減額	551
計	8,138		5,500

【平成 29 年度】配分額 5,500 千円

提案総数 10 事業：満額採択 5 事業、減額採択 5 事業、不採択 0 事業

(単位：千円)

提案事業名 (提案者)	補助 希望額	審査 結果	採択額
ふるさと公園「モミジまつり」事業 (ふるさと公園の桜を楽しむ会)	890	減額	855
第 9 回浦川原和太鼓祭 (NPO 法人保倉川太鼓)	480	満額	480
地域活性化モデル事業 (NPO 法人浦川原桜づつみ公園を守る会)	520	減額	500
浦川原中学校吹奏楽部支援事業 (浦川原中学校同窓会)	520	満額	520
「俵みこし」の補修による盆行事事業 (中猪子田盆行事実行委員会)	337	減額	307
和太鼓購入事業 (NPO 法人保倉川太鼓)	1,660	減額	1,600
うらがわらファミリーコンサート事業 (浦川原音楽協会)	220	満額	220
第 5 回うらスポマラソン大会 (NPO 法人うらがわらスポーツクラブ)	382	減額	352
青少年少女サッカー・フットサル普及整備事業 (浦川原イレブンボーイズ)	427	満額	427
うらがわら雪あかりフェスタ (うらがわら雪あかりフェスタ実行委員会)	239	満額	239
計	5,675		5,500

【平成 30 年度】配分額 5,400 千円

提案事業 13 事業：満額採択 6 事業、減額採択 4 事業、不採択 3 事業

(単位：千円)

提案事業名 (提案者)	補助 希望額	審査 結果	採択額
第 10 回浦川原和太鼓祭 (NPO 法人保倉川太鼓)	440	減額	425
地域活性化モデル事業 (NPO 法人浦川原桜づつみ公園を守る会)	278	満額	278
うらがわら雪あかりフェスタ (うらがわら雪あかりフェスタ実行委員会)	136	満額	136
浦川原小学校環境整備事業 (浦川原小学校後援会)	602	満額	602
第 6 回うらスポマラソン大会 (NPO 法人うらがわらスポーツクラブ)	427	減額	147
浦川原桜づつみ観桜会 P R 事業 (NPO 法人浦川原桜づつみ公園を守る会)	145	不採択	0
うらがわらファミリーコンサート事業 (浦川原音楽協会)	350	満額	350
浦川原・柴又交流 30 周年記念事業 (柴又交流 30 周年実行委員会)	880	減額	780
遊歩道に簡易トイレ (災害緊急用) 設置事業 (熊沢町内会)	1,624	減額	1,102
浦川原区挨拶活性化事業 (浦川原中学校 PTA)	323	満額	323
青少年の地域での育成にかかわるレクリエーションスポーツ事業 (うらがわらジュニアスポーツ団体連絡協議会)	756	不採択	0
上越市指定文化財「木造聖観音像」施設整備事業 (木造聖観音像保存会)	1,257	満額	1,257
ドローンが飛ばせる地域環境事業 (上越フォトドローン協会)	162	不採択	0
計	7,380		5,400

【令和元年度：当初募集】配分額 5,400 千円

提案事業 12 事業：満額採択 9 事業、減額採択 2 事業、不採択 1 事業

(単位：千円)

提案事業名 (提案者)	補助 希望額	審査 結果	採択額
第 11 回浦川原和太鼓祭 (NPO 法人保倉川太鼓)	590	満額	590
うらがわら雪あかりフェスタ (うらがわら雪あかりフェスタ実行委員会)	100	満額	100
地域活性化モデル事業 (NPO 法人浦川原桜づつみ公園を守る会)	216	満額	216
防災士会だより発行事業 (上越市防災士会浦川原支部)	208	減額	69
農地の獣害対策事業 (浦川原区農業振興会)	421	満額	421
第 7 回うらスポマラソン大会 (NPO 法人うらがわらスポーツクラブ)	1,417	減額	382
ふるさと公園観桜会等活動支援事業 (ふるさと公園の桜を楽しむ会)	410	満額	410
うらがわらファミリーコンサート事業 (浦川原音楽協会)	450	満額	450
浦川原・柴又交流事業 (柴又交流実行委員会)	1,636	不採択	0
「ふるさとを送ろう」キャンペーン事業 (山本ぶどう組合)	116	満額	116
遊歩道「和山・観音堂コース」に道案内標柱設置事業 (熊沢町内会)	310	満額	310
うらがわらまつり等地域活性化事業 (NPO 法人夢あふれるまち浦川原)	1,994	満額	1,994
計	7,868		5,058

※ 残額の 342 千円については協議を行った結果、追加募集を実施することとし、募集期間を 6 月 1 日から 6 月 28 日とした。

【令和元年度：追加募集】配分残額 342 千円

提案事業 4 事業：満額採択 2 事業、減額採択 1 事業、不採択 1 事業、取下げ 1 事業

(単位：千円)

提案事業名 (提案者)	補助 希望額	審査 結果	採択額
浦川原桜つつみ観桜会 P R 事業 (NPO 法人浦川原桜つつみ公園を守る会)	104	減額	94
捕獲獣害対策事業 (浦川原区農業振興会)	—	取下げ	—
第 5 回手作りの小さな文化祭 (手作りの小さな文化祭実行委員会)	141	満額	141
「チャレンジ!さんばいし投げ in 月影」イベント事業 (月影の郷運営委員会)	107	満額	107
計	352		342

地域活動支援事業の審査の様子 (R 元年度)



■地域の課題解決に向けた住民意見の収集

浦川原区地域協議会では、地域の課題解決に向けて住民の意見を収集するため、下保倉地区、末広地区、月影地区、中保倉地区の4地区に出向く「出張地域協議会」を開催し、地域住民との意見交換会を行いました。

第4期地域協議会においては、任期である平成28年4月26日から本日（令和2年2月8日）までの間に8回開催し、住民の皆さんとの話し合いの結果を市政に反映できるように努めました。

なお、参加していただく地域住民が固定化されたことや、会場で出された意見の多くが行政課題であることから、平成30年度から開催しないこととしました。

年度	開催日	地域懇談会のテーマまたは住民意見の内容等（主なもの）
平成28年度	9月23日（末広地区）	○NPO法人夢あふれるまち浦川原の今後の在り方について ○小学校統合に伴う末広地区の動向について
	10月20日（中保倉地区）	○地域協議会と中学生との意見交換会において出た意見の取扱い及びフォローアップについて ○中学校生徒の下校時の待機場所について ○防災士の養成事業の現状について
	11月24日（月影地区）	○霧ヶ岳温泉ゆあみ及び統合後に閉校となる小学校の現在の動向について
	12月20日（下保倉地区）	○浦川原体育館周辺の環境整備について ○雁金城跡駐車場のグレーチング蓋盗難に伴う補修について ○統合後に閉校となる小学校の跡地利用について
平成29年度	6月23日（末広地区）	○末広地区小学生のバス通学における停留所の設置位置について ○霧ヶ岳温泉ゆあみの現況及び今後の見通しについて ○旧末広小学校の指定避難所としての運用方法について
	7月27日（月影地区）	○月影地区への地域おこし協力隊の導入について
	8月30日（下保倉地区）	○国道253号と市道との交差点への「浦川原小学校入口」看板の設置について ○浦川原体育館周辺の環境整備について
	11月9日（中保倉地区）	（会議終了後、傍聴者との懇談会を行ったが発言なし）

■中学生との意見交換会

浦川原区地域協議会では、次世代を担う浦川原中学校生徒に、地域に対する愛着や地域を大切に思う心を育みながら、中学生自ら地域づくりにできる事は何かを考えてもらうための「きっかけ作り」を行うとともに、地域の課題を認識する機会として、平成26年度から継続して意見交換会を行っています。

	平成28年度	平成29年度
名 称	浦川原区地域協議会主催中学生との意見交換会 「ここが大好き！みんなで描こう明日の浦川原」	浦川原区地域協議会主催中学生との意見交換会 「ここが大好き！みんなで描こう明日の浦川原」
開催日	平成28年11月19日(土)	平成29年12月14日(木)
対 象 生 徒	浦川原中学校2年生	浦川原中学校2年生
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生が自分自身の夢や将来像と重ね合わせて、自分たちが地域活動にどのように関わられるかという視点で考え、地域協議会委員との意見交換を通じて、地域の課題の掘り起こしを行い、若い人たちの意見を地域協議会の議論に反映できるようにする。 ○次世代を担う中学生に、自分の地域への郷土愛を育み、大切に考えてもらうきっかけ作りを行う。 	前年度と同様
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒と地域協議会委員による班を6班編成し、ワークショップ形式により班協議を行った後、話し合いの成果を発表。 ○2班毎に3つの協議テーマを設定し、地域の未来について意見交換を実施。 ○協議テーマ <ul style="list-style-type: none"> ①浦川原の産業と行政②浦川原と交通網③住みよい浦川原 	前年度と同様
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒から事前にテーマに沿った意見が多くあり、班協議がスムーズに進行することができた。 ○地域協議会委員が考えもしなかった意見があり、地域協議会がどのように支援を行えるか等、検討する良い機会となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒から施設名は知っているが、所在地が分からない、作っている物は知っているが、どこで生産しているかが分からないとの意見が多くあった。 ○次年度の開催に向け、事前に施設見学の実施を検討することとした。

	平成 30 年度	令和元年度
名 称	浦川原区地域協議会主催中学生との意見交換会 「ここが大好き！みんなで描こう明日の浦川原」	浦川原区地域協議会主催中学生との意見交換会 「ここが大好き！みんなで描こう明日の浦川原」
開催日	視察見学：平成 30 年 9 月 25 日（火） 意見交換会：平成 30 年 12 月 12 日（水）	視察見学：令和元年 10 月 11 日（金） 意見交換会：令和元年 11 月 26 日（火）
対 象 徒	浦川原中学校 1 年生	浦川原中学校 1 年生
ねらい	○前年度検討した施設見学を意見交換会の開催前に実施し、自分たちが住むふるさと浦川原の風土・歴史・文化を再発見する機会とする。 ○次世代を担う中学生に、自分の地域への郷土愛を育み、大切に考えてもらうきっかけ作りを行う。	前年度と同様
内 容	○意見交換会開催前に区内 6 施設を見学し、浦川原区の魅力を、外部に発信する手段として、手作りの魅力マップを作成する。 ■施設見学先 ①荒沢不動尊→②雁金城跡→ ③月影の郷→④虫川の大スギ→ ⑤山本ぶどう園→⑥(株)エー・エフグリーン ○生徒と地域協議会委員を 6 班に編成し、ワークショップ形式により班協議を行い、6 班毎の魅力マップを作成し成果を発表し合う。 ○作成した魅力マップは、多くの人から手に取ってもらえる場所に掲出し、浦川原区の魅力を PR する。 ■マップ掲出先 ①浦川原区総合事務所 ②うらがわら駅 ③虫川大杉駅 ④浦川原バスターミナル ⑤月影の郷 ⑥上越市役所中山間地域情報コーナー	○意見交換会開催前に区内 6 施設を見学し、浦川原区の魅力を、外部に発信する手段として、手作りのカルタを作成する。 ■施設見学先 ①虫川の大スギ→②山田あき歌碑→ ③浦川原物産館→④月影の郷→ ⑤ファーミーランド→ ⑥(株)エー・エフグリーン ○生徒と地域協議会委員を 6 班に編成し、ワークショップ形式により班協議を行い、施設見学先 6 カ所のカルタを作成し、マップに貼付して成果を発表し合う。 ○作成したカルタ魅力マップは、多くの人から見てもらえる場所に掲出し、浦川原区の魅力を PR する。作成したカルタは、現生徒が 2 年生に進級後に行う職場体験等で活用する。 ■マップ掲出先 ①浦川原区総合事務所 ②うらがわら駅 ③虫川大杉駅 ④ほくほく大島駅 ⑤くびき駅 ⑥月影の郷
活動の成果	○事前に現地見学を実施したことで各施設の魅力について、生徒から感じてもらうことができた。 ○生徒は地域協議会委員が気付かない部分まで深く観察しており、地域の活性化に向けた検討材料となった。	○生徒は事前学習でカルタの検討案を作成済みであったため、スムーズに進行することができた。 ○生徒の感性が豊かであることから、地域協議会として郷土愛を育むきっかけ作りとして今後の取組に期待する。

■その他の取組

浦川原区地域協議会では、委員の資質向上を図るとともに、さらなる見識を深めることを目的として、研修会等を開催しました。

1 地域協議会委員研修会の開催

	平成 28 年度	平成 29 年度
開催日	平成 28 年 12 月 2 日 (金)	平成 29 年 12 月 12 日 (木)
参加者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員 ・町内会長連絡協議会 ※合同開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員
研修目的	それぞれの立場で地域づくりに関わる町内会長と地域協議会が共通認識を持ち、今後の地域運営の参考にするため合同研修会を開催。	地域協議会委員として、さらなる見識を深めるため、地域自治区制度及び地域協議会の役割について研修会を実施。
研修の成果	講師に、上越教育大学大学院教授 野口孝則氏を迎え、食育という視点で浦川原区内の3団体と連携して取り組んでいる事例を講演いただき、地域の活性化について考える機会となった。	講師に、上越市自治・地域振興課課長 佐藤信二氏を迎え、地域自治区制度の概要や地域協議会及び地域協議会委員が果たすべき役割について講演をいただき、委員の資質向上が図れた。

	平成 30 年度	令和元年度
開催日	平成 30 年 11 月 28 日 (水)	令和元年 11 月 28 日 (金)
参加者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員 ・大島、安塚、大潟、頸城区地域協議会委員 ・浦川原地区公共交通懇話会 ・町内会長ほか一般市民 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会委員 ・大島、安塚区地域協議会委員
研修目的	地域協議会委員として、地域の現状や課題について共通認識を持ち、課題解決に向けた自主的審議につなげるため、地域の課題を議論する上で必要な知識や現状等の見識を深めるために開催。	大島区、浦川原区、安塚区の地域協議会委員が一堂に会し、日ごろの活動状況について情報交換するとともに、テーマを定めた研修の場として合同研究会を開催。
研修の成果	講師に、北越急行株式会社 渡邊正幸氏を迎え、若者をはじめとする住民が将来にわたり安心して暮らすためには、ほくほく線の利便性向上は不可欠であるため、ほくほく線の現状と今後の利用促進について講演をいただき、有意義な講演会となった。	講師に、大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員 栗本裕見氏を迎え、3区の共通課題である「地域自治の推進」について、住民参加による拡大の可能性について講演をいただき、連携の重要性について理解を深めた。

2 他の自治区の地域協議会との意見交換の実施

実施期日	関係地域協議会 (相手方)	内 容
平成28年9月7日(水)	三和区地域協議会	<三和区における小学校のあり方の検討について> 少子化により三和区内の小学校の児童数が減少し、統合についての協議を進める予定であることから、先進事例として過去に自主的審議事項として取り扱った実績がある浦川原区地域協議会から情報提供と意見交換を行った。

■地域協議会だよりの発行

浦川原区地域協議会の活動を地域住民の皆様に周知するため、第4期浦川原区地域協議会の任期が始まった平成28年4月28日から、本日（令和2年2月8日）までの間に、地域協議会だより（広報紙）を11回発行しました。

発行年度	発行日	主な掲載内容
平成28年度 (4回発行)	平成28年4月21日 (臨時号)	○霧ヶ岳温泉ゆあみに係る意見書の提出及び市からの回答について ○地域協議会の改選にあたって
	平成28年7月25日 (通算38号)	○第4期地域協議会委員の紹介 ○平成28年度地域活動支援事業の採択結果について
	平成29年1月1日 (通算39号)	○地域協議会と中学生との意見交換会の実施結果について
	平成29年2月18日 (通算40号)	○平成29年度地域活動支援事業事前相談の開始について (告知)
平成29年度 (3回発行)	平成29年8月1日 (通算41号)	○平成29年度地域活動支援事業の採択結果について
	平成30年2月13日 (通算42号)	○地域協議会と中学生との意見交換会の実施結果について
	平成30年2月27日 (通算43号)	○平成30年度地域活動支援事業事前相談の開始について (告知)
平成30年度 (2回発行)	平成30年9月1日 (通算44号)	○平成30年度地域活動支援事業の採択結果について
	平成31年3月1日 (通算45号)	○地域協議会と中学生との意見交換会の実施結果について
令和元年度 (2回発行)	令和元年9月1日 (通算46号)	○令和元年度地域活動支援事業の採択結果について
	令和2年3月1日 (通算47号) (予定)	○令和2年度地域活動支援事業の事前相談について ○第5期地域協議会委員の募集について

○地域協議会だよりの例 ※表紙のみを抜粋して掲載

■平成 28 年 7 月 25 日発行 通算第 38 号

浦川原区 地域協議会だより

発行日：平成 28 年 7 月 25 日
通算：38 号
発行：浦川原区地域協議会
編集：地域協議会編集委員会
地域協議会事務局
(総務・地域振興グループ内)

◆浦川原区地域協議会、新たな船出へ

本年 4 月 28 日の任期満了に伴い、第 4 期目となる浦川原区地域協議会が新たにスタートしました。区内で発生する課題について、様々な視点からの話し合いを通じて解決していくことを目指すとともに、地域の皆様のご意見を市政に反映するため、委員一同、平成 32 年 4 月 28 日までの 4 年間の任期を一生懸命務めてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。



後列左側から、市村一雄委員、五十嵐広美委員、西山康博委員、福井克利委員、前島邦子委員、村松清委員
前列左側から、杉田和久委員、村松進副会長、藤田会長、和栗恵子副会長、池田幸博委員
※このほかに金子百合江委員も就任しました。(撮影日当日欠席)

浦川原区 地域協議会だより

発行日：平成30年2月13日
通算：42号
発行：浦川原区地域協議会
編集：地域協議会編集委員会
地域協議会事務局
(総務・地域振興グループ内)

中学生との意見交換会を開催 ～浦川原の未来を担う若者たちと協議～

昨年12月14日に、地域協議会と浦川原中学校の生徒による意見交換会が開催されました。

4回目となる今回は、「ここが大好き！みんなで描こう明日の浦川原」と題し、「浦川原の産業と行政」、「浦川原の自然と生活環境」、「浦川原の歴史・文化」をテーマとして、地域の課題解決の糸口を見出すために、世代を超えて話し合いました。

2年生の生徒の皆さんは、最初こそ緊張した面持ちだったものの、すぐに会場の雰囲気慣れたのか積極的に議論に参加する姿が見られ、地域の長所や短所、その解決策など、未来の浦川原をイメージしながら意見が交わされました。

名物や特産品について協議した班では、浦川原にはコシヒカリアイスや自然芋そばなどの特産品や地域資源はあるが、どこに売っているかわからなかったり、一般にはあまり知られていないなどの課題があるとの意見が出てきました。これを受けて話し合った結果、ホームページやインスタグラムを活用し、広く情報を発信する方法もあるなど若者らしいアイデアが出され、委員も感心した様子で耳を傾けていました。

意見交換会の開催に当たり、浦川原中学校の先生方や生徒の皆さんには多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございました。



浦川原区の概況

令和2年4月

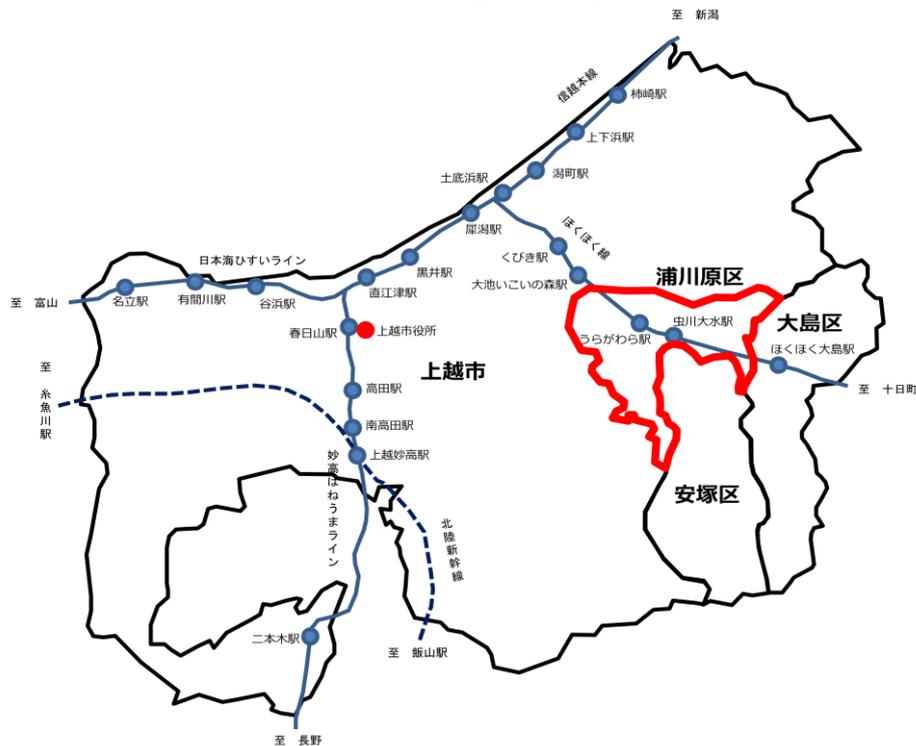
浦川原区総合事務所

1 位置・地勢

浦川原区は、上越市の東部に位置し、東は大島区、南は安塚区、西は三和区と牧区、北は頸城区と吉川区に隣接し、大島区と安塚区とともに東頸地域を構成している。

総面積50.64k m²、東西に走る国道253号と並行して一級河川保倉川が横断し、その保倉川を中心に農工商が発展している中山間地域である。

図1 浦川原区の位置



2 沿革

昭和23年（1948年）5月3日「日本国憲法」の施行により、地方自治制度が大幅に改革され、社会・経済・文化の変化に伴い、住民の日常生活のための行動範囲は、これまでの町村区域をはるかに越えて大きくなった。当時、新潟県には377の町村があり、平均人口5,300人程度で、地方行政調査委員会が示した基準に達していない町村が327町村あった。

昭和28年（1953年）9月10日「町村合併促進法」が公布されると、東頸城郡下の町村議会議長による町村合併促進委員会が発足して安塚村月影地区・中保倉地区と下保倉村全域の合併機運が高まり、昭和30年（1955年）3月31日付けで、面積48.7K m²、人口7,943人、1,253戸の浦川原村が誕生した。

翌年、牧村の坪野・平方両集落から浦川原村への編入の請願を受け、6年にわたる歳月を経て、昭和36年（1961年）4月1日付けで現在の浦川原区を形成した。

平成17年（2005年）1月1日、合併前上越市に近隣の13町村が編入合併し現在に至る。

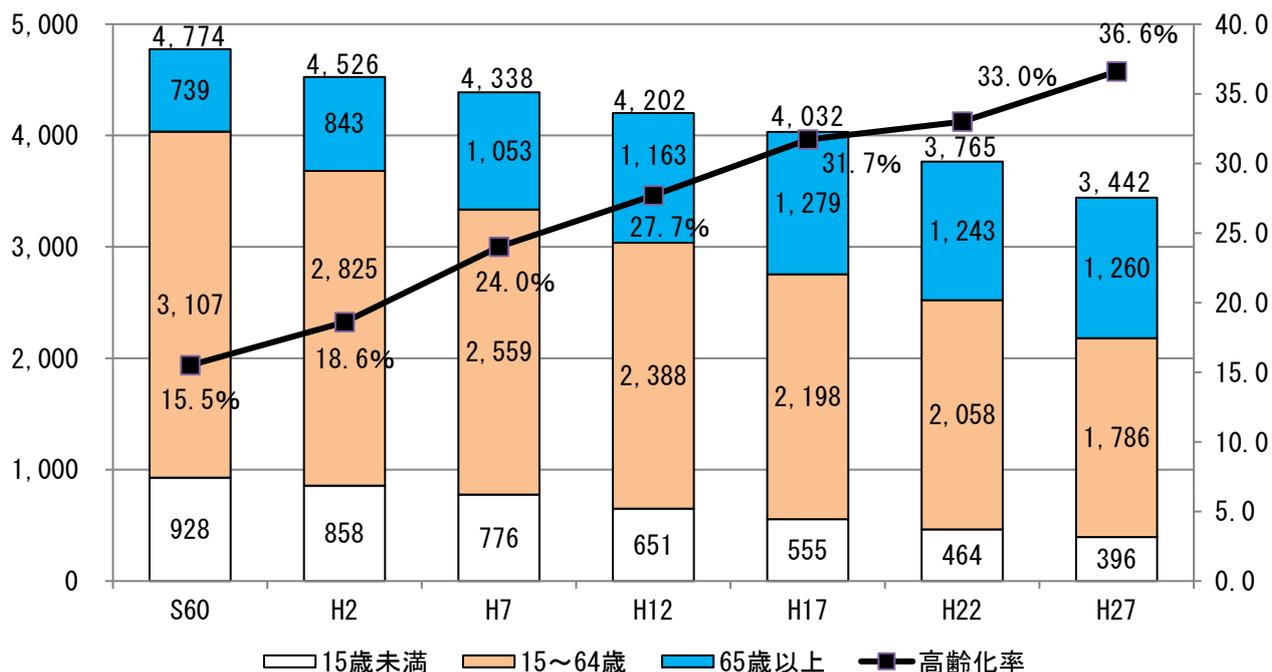
3 人口・世帯

直近の平成27年国勢調査（10月1日現在）では、区内人口の総数は3,442人、世帯数で1,091世帯となっている。住宅団地造成等の定住促進によって、人口減少が抑制されているものの、人口は年々減少している。

令和元年10月1日現在、浦川原区における人口は3,265人、うち65歳以上は1,230人であり総人口に占める割合（高齢化率）は37.7%である。また、上越市の高齢化率は32.1%、新潟県は32.4%、全国は28.5%であり、浦川原区は、上越市全体で5.6ポイント、新潟県を5.3ポイント、全国を9.2ポイント上回っている。

※全国、新潟県の高齢化率が公表されているのは令和元年10月まで

図 2 年齢（3区分別）人口及び高齢化率の推移



資料：国勢調査（各年10/1現在）

表 1 世帯数・人口等の推移

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
世帯数（世帯）	1,241	1,194	1,183	1,193	1,187	1,130	1,091
生産年齢人口比率	65.1%	62.4%	58.3%	56.8%	54.5%	54.7%	51.9%
総人口（人）	4,774	4,526	4,388	4,202	4,032	3,765	3,442

資料：国勢調査（各年10/1現在）

表 2 産業(大分類)別15歳以上就業者数の推移

(単位:人)

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27
第1次産業	571	503	348	340	218	178
第2次産業	923	855	762	684	570	547
第3次産業	1,000	1,050	1,094	1,021	1,002	997
分類不能	-	1	1	4	113	9
合計	2,494	2,409	2,205	2,049	1,903	1,731

資料：国勢調査（各年10/1現在）

4 農業

農業は、稲作を中心として営まれているが、農家の経営規模は0.5ha以下が53%を占め、全体の89%が兼業農家であり、農業経営者の高齢化が進んでいる。

主な農作物は水稻であり、その主要品種はコシヒカリである。その他には酒造好適米（五百万石）、もち米、早生のこしいぶき、つきあかり等が栽培されている。10a当たりの収量は平野部よりも低く477kgであり、上越平均の524kgを下回る。

農地の基盤整備の状況については、平坦部等の条件の良いほ場では昭和50～60年にほぼ完了しているが、山間部には未整備田が多く存在している。これらのほ場は一部を除き、山間の急傾斜地に位置しており、用水を雨水に頼る天水田が多く、溜池の整備や用水路の整備も行っているが、降雨の状況により田植不能や干ばつが発生するなど、自然の影響を受けやすい。

水稻以外の農作物を生産している農家は少なく、一部の農家がトマト、なす、みょうが、カリフラワー、ねぎ、大根などの園芸作物を主に生産し、直売所で販売を行っている。

表3 経営耕地規模別の農家数の推移 (単位:戸)

区分	計	販売農家							自給的農家
		例外規定	0.3ha } 0.5ha	0.5ha } 1.0ha	1.0ha } 1.5ha	1.5ha } 2.0ha	2.0ha } 3.0ha	3.0ha 以上	
H27	326	4	52	73	41	20	10	8	118
H22	412	1	71	99	52	22	12	7	148
H17	522	2	92	144	71	28	6	6	173

資料：農林業センサス（各年2/1現在）

表4 専業兼業別の販売農家数・自給的農家数の推移 (単位:戸)

区分	計	販売農家				自給的農家
		専業	兼業			
			第1種	第2種		
H27	326	34	16	158	118	
H22	412	44	24	196	148	
H17	522	66	31	252	173	

資料：農林業センサス（各年2/1現在）

◎農地保全、農業振興対策の状況

○認定農業者数 32人 (R2.4.1現在)

○平成30年度水稻作付面積（水張り面積）：279.4ha 農家数：549戸

○中山間地域等直接支払い制度（R元年度実績）

- ・取組協定数：13集落協定 102.5ha
：3個別協定 16.2ha

・対象面積（畦畔含む）：118.7ha

○環境保全型農業直接支払（R元年度実績）

・取組組数：2 交付対象面積：3.47ha

○多面的機能支払交付金（R元年度実績）

①農地維持支払取組数：20 集落 交付対象面積：227.83ha

②資源向上支払（共同）取組数：12 集落 交付対象面積：165.09ha

③資源向上支払（長寿命化）取組数：5 集落 交付対象面積：79.36ha

資料：浦川原区総合事務所 産業グループ

5 工業

工業団地の造成では、平成元年に印内地内に第一工業団地が、平成4年に飯室地内に第二工業団地が完成し、機械部品や製材、鉄鋼関係の企業が進出している。

平成27年の工業統計調査結果によると、8事業所、従業者数で162人、製造品出荷額は総額で25億8,617万円となっている。

表5 工業統計調査：従業者4人以上の事業所の状況の推移

区分	事業所数	従業者数 (人)	現金給与 総額 (万円)	原材料 使用額等 (万円)	製造品出荷額		付加価値額 (万円)
					総額 (万円)	うち製造品 出荷額 (万円)	
H27	8	162	54,016	134,606	258,617	197,096	98,919
H26	6	123	43,231	147,491	271,082	197,108	105,451
H25	6	125	41,094	99,147	194,678	109,128	86,018
H24	5	109	38,980	110,283	210,904	158,910	88,799
H23	9	134	41,752	118,506	228,072	210,009	98,201
H22	6	112	37,607	118,291	231,654	190,754	105,908
H21	8	124	50,004	106,764	236,660	208,653	123,090
H20	10	144	54,277	137,277	281,299	255,671	136,528
H19	6	134	54,095	128,412	267,616	245,909	131,813

資料：工業統計調査、経済センサスー活動調査

6 商業

全国的な人口の減少と高齢化・過疎化が進む状況は、中山間地域には顕著に表れており、地元商店での個人消費の縮小をまねいている。商店数も減少傾向にあり、平成26年6月に行われた商業統計調査では、27事業所、従業者数133人、年間商品販売額は22億7,800万円となっている。

表 6 商業状況の推移

区分	事業所数 (店舗)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	商品手持額 (百万円)	売場面積 (㎡)
H27	34	216	3,560	X	2,757
H26	27	133	2,278	18	1,341
H24	39	224	3,550	303	4,319
H19	59	286	4,746	441	4,602
H16	72	255	4,326	X	5,473

資料：商業統計調査、経済センサスー活動調査

※「X（エックス）」は「数字を公表することができないもの」で、「秘匿」とも呼ばれます。

表 7 産業（中分類）別民営事業所数及び男女別従業者数の推移（単位：事業所・人）

区分	事業所数	従業者数		
		計	男	女
H28	163	1,137	660	477
H26	192	1,373	767	606
H21	210	1,426	853	573
H18	233	1,526	911	615
H13	256	1,834	1,110	724
H8	256	2,026	1,213	813

資料：経済センサスー活動調査

7 学校・社会教育

小学校は、区内の下保倉地区、月影地区、末広地区、中保倉地区の4地区にそれぞれあったが、少子化の影響を強く受けた月影地区の月影小学校が平成13年3月31日をもって下保倉小学校と統合した。また、平成29年3月31日には、下保倉小学校・末広小学校・中保倉小学校を統合し、平成29年4月、新たに浦川原小学校が開校した。

表 8 学年別児童生徒数 (単位:人)

区 分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
浦川原小学校	20	26	26	25	19	24	140
浦川原中学校	35	27	31	-	-	-	93

資料：浦川原区総合事務所 教育・文化グループ (R2.4.1現在)

表 9 児童生徒数の推移 (単位:人)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
浦川原小学校	107	106	103	95	167	158	155	140
末広小学校	47	51	47	48	-	-	-	-
中保倉小学校	30	26	25	25	-	-	-	-
浦川原中学校	113	116	109	87	81	84	86	93

※浦川原小学校は平成28年年度までは下保倉小学校

資料：浦川原区総合事務所 教育・文化グループ (R2.4.1現在)

表 10 社会教育施設

施 設 名	構 造 等
地区公民館	鉄筋コンクリート3階建 延床面積 1,107.88 m ²
高田図書館浦川原分館	浦川原地区公民館1階に併設 253.63 m ² 所蔵資料数 20,756 冊
体育館	鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨鉄筋コンクリート2階建 延床面積 3,149.10 m ² 1階 アリーナ、トレーニングルーム 2階 多目的ホール、ジョギングコース
プール	25m 6コース、幼児プール 敷地面積 1,322 m ²

資料：浦川原区総合事務所 教育・文化グループ (R2.4.1現在)

表 11 文化財

《国指定》

種 別	名 称	員 数	指定年月日	所在地	時 代
天然記念物	虫川の大スギ		昭12.4.17	虫川	

《県指定》

種 別	名 称	員 数	指定年月日	所在地	時 代
彫 刻	木造十一面観音立像	1 軀	昭 29. 2. 10	熊沢	平安後期
工 芸 品	金銅五鈷鈴 銅五鈷杵	1 口 1 口	昭 40. 4. 7	法定寺	鎌倉期

《市指定》

種 別	名 称	員 数	指定年月日	所在地	時 代
彫 刻	木造薬師如来坐像	1 軀	昭 58. 12. 23	顕聖寺	平安末期
〃	木造狛犬	2 軀	〃	虫川	鎌倉後期
〃	木造天武仏頭	1 個	昭 61. 5. 19	虫川	平安後期
〃	銅造千手観音菩薩立像	1 軀	〃	岩室	鎌倉後期
〃	木造広目天像	1 軀	昭 62. 5. 28	虫川	室町前期
工 芸 品	壺	1 口	昭 61. 5. 19	岩室	〃
〃	法定寺経塚出土品		平 8. 12. 24	法定寺	平安末期
〃	打鐘	1 個	平 8. 12. 24	法定寺	室町時代
歴史資料	棟札	4 枚	昭 61. 5. 19	虫川	鎌倉中期～ 江戸後期
考古資料	顕聖寺遺跡出土品	一括	昭 59. 6. 22	釜淵	縄文初～晩
〃	今熊窯址出土多嘴瓶	1 口	昭 59. 6. 22	釜淵	平安後期
〃	和鏡	一括	昭 59. 6. 22	釜淵	鎌倉初期
〃	刀子	短刀 2 振り	昭 59. 6. 22	釜淵	鎌倉時代
民俗芸能	月影雅楽		平 16. 3. 24	月影地区	
〃	飯室神楽		平 16. 3. 24	飯室地区	
民俗文化財	竜笛		昭 62. 5. 28	谷	平安時代
史 跡	五輪塔		昭 62. 5. 28	虫川	南北朝時代
〃	虫川城跡		昭 51. 3. 31	虫川	
〃	今熊窯址		昭 52. 3. 30	今熊	
〃	境原遺跡		平 4. 4. 21	飯室	

資料：浦川原区総合事務所 教育・文化グループ（R2.4.1現在）

8 医療・福祉

区内には、医療・福祉施設として民間ではあるが診療所 2 か所と歯科医院 2 か所がある。

うらがわら保育園は、下保倉・月影・末広・中保倉保育所が 1 つに統合され、平成 16 年 4 月に開設された。

表 12 うらがわら保育園児数

(単位:人)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
5 歳児	34	23	20	28	25	26	21	15
4 歳児	23	19	27	24	24	21	15	23
3 歳児	20	27	25	23	19	17	23	21
2 歳児	22	21	17	16	11	22	13	19
1 歳児	15	14	13	8	17	10	18	8
0 歳児	6	7	5	7	3	3	1	3
計	120	111	107	106	99	99	91	89

資料：浦川原区総合事務所 市民生活・福祉グループ (R2.4.1 現在)

◎高齢者世帯、ひとり暮らし世帯の状況

○令和 2 年 4 月 1 日現在

- ・高齢者のみ世帯数 191 世帯 (404 人)
- ・ひとり暮らし高齢者世帯数 202 世帯 (202 人)

◎要援護世帯除雪費助成事業の令和元年度の利用実績

- ・多雪区域 0 件 0 円
- ・その他の区域 4 件 31,360 円

【参考】

要援護世帯の家屋の屋根及び玄関前の必要最小限の除雪作業に要する作業員や機械による除雪作業の一部を助成する事業。

表 13 要援護世帯除雪費助成事業における費用負担表

区分	説明
市要綱	上越市の「要援護世帯除雪費助成事業」が適用され、費用が市の負担となる。
災害救助法	災害救助法が適用され、費用が国と県の負担となる。

<区域による助成額>

- ・多雪区域 (谷、真光寺、坪野、法定寺、小蒲生田、上猪子田、小麦平)
：一冬期間 65,600 円 (1 世帯当たり上限額：要綱)
- ・その他の区域 (上記に掲げる地域以外)
：一冬期間 41,000 円 (1 世帯当たり上限額：要綱)

表 14 介護老人保険施設及び老人福祉施設等

施設名	定員（人）
介護老人保健施設 保倉の里	95
認知症対応型共同生活介護グループホーム 癒しの家	18
特定非営利活動法人 認知症高齢者グループホームはなぞの	9

表 15 授産施設等

施設名	内容
特定非営利活動法人 大杉の里	就労継続支援非雇用型、就労移行支援・相談等
グループホーム ゆめほーむ	共同生活援助
グループホーム ユニス菱田	共同生活援助
グループホーム となりぐみ	共同生活援助

表 16 病院・診療所等

施設名	診療科目
浦川原診療所	内科、アレルギー科、呼吸器科、消化器科、整形外科
保倉の里診療所	整形外科、外科、内科
小菅歯科医院	歯科
丸田歯科医院	歯科

資料：浦川原区総合事務所 市民生活・福祉グループ（R2.4.1現在）

9 道路・河川

当地区には、一級河川「保倉川」に平行して国道 253 号が東西を横断しており、主要地方道の柿崎牧線が中央を南北に横断しているほか、上越安塚柏崎線が南部地域を東西に横断している。

また、国道 253 号は北陸地方と首都圏を結ぶ最短路線として位置付けられ、大型貨物自動車の交通量も増加傾向にあることから、上越市と南魚沼市を結ぶ「上越魚沼地域振興快速道路」の早期整備が望まれている。

鉄道は、六日町と上越市を結ぶ第三セクター鉄道「北越急行」が平成 9 年に開通し、通学・通院のほか、首都圏への移動にも多く利用されるなど、住民の利便性が向上している。

市道は 172 路線、実延長 132.9 km であり、規格改良済の比率は、第 1 級路線 95.6%、第 2 級路線 92.6%、その他路線で 43.9% となっている。

表 17 市道の現況

(単位:路線・m)

種別	路線数	実延長	規格改良済	未改良	永久橋		トンネル		歩道延長 (設置延長)
					個数	延長	個数	延長	
第 1 級	10	25,076.9	23,969.6	1,107.3	8	311.6	-	-	72.0
第 2 級	8	18,100.9	16,756.1	1,344.8	8	161.9	-	-	133.7
その他	154	89,731.1	39,419.6	50,311.5	36	393.3	-	-	387.9
合計	172	132,908.9	80,145.3	52,763.6	52	866.8	-	-	593.6

(つづき)

(単位:m)

種別	規格改良済				未改良			
	19.5m 以上	13.0m 以上	5.5m 以上	5.5m 未満	5.5m 以上	3.5m 以上	3.5m 未満	うち自動車 交通不能
第 1 級	-	19.0	8,275.5	15,675.1	-	-	1,107.3	630.6
第 2 級	-	-	2,480.6	14,275.5	-	195.8	1,149.0	-
その他	14.8	58.8	7,874.1	31,471.9	39.7	2,956.1	47,315.7	9,585.3
合計	14.8	77.8	18,630.2	61,422.5	39.7	3,151.9	49,572.0	10,215.9

資料：浦川原区総合事務所 建設グループ (R2.4.1 現在)

◎農道延長 (資料：浦川原区総合事務所 産業グループ R2.4.1 現在)

市管理：14,956m 地元管理：78.3 km

◎林道延長 (資料：浦川原区総合事務所 産業グループ R2.4.1 現在)

自動車道 1 級：0.0m 自動車道 2 級：13,884m 合計：13,884m

表 18 おもな河川（1級河川）

河川名	延長	源	合流点
保倉川	54.7km	大島区菖蒲（野々海峠）	上越市港町（関川）
猿俣川	4.0km	浦川原区上岡	浦川原区横川
柿野川	2.6km	〃 上柿野	〃 横川
高谷川	11.5km	牧 区切光	〃 有島
平方川	1.8km	〃 平方	〃 横住
小黒川	13.6km	安塚区伏野（不動滝）	〃 釜淵
細野川	5.5km	〃 細野	〃 虫川
熊谷川	4.4km	浦川原区上猪子田	〃 蕨岡

資料：浦川原区総合事務所 建設グループ（R2.4.1現在）

表 19 市道除雪延長（令和元年度除雪計画）

（単位：km）

区分	車道	路線別内訳				歩道
		特1種路線	1種路線	2種路線	3種路線	
延長	73.10	0.00	13.52	52.19	7.39	1.23

資料：浦川原区総合事務所 建設グループ（R2.4.1現在）

図 3 積雪の状況（豪雪時）

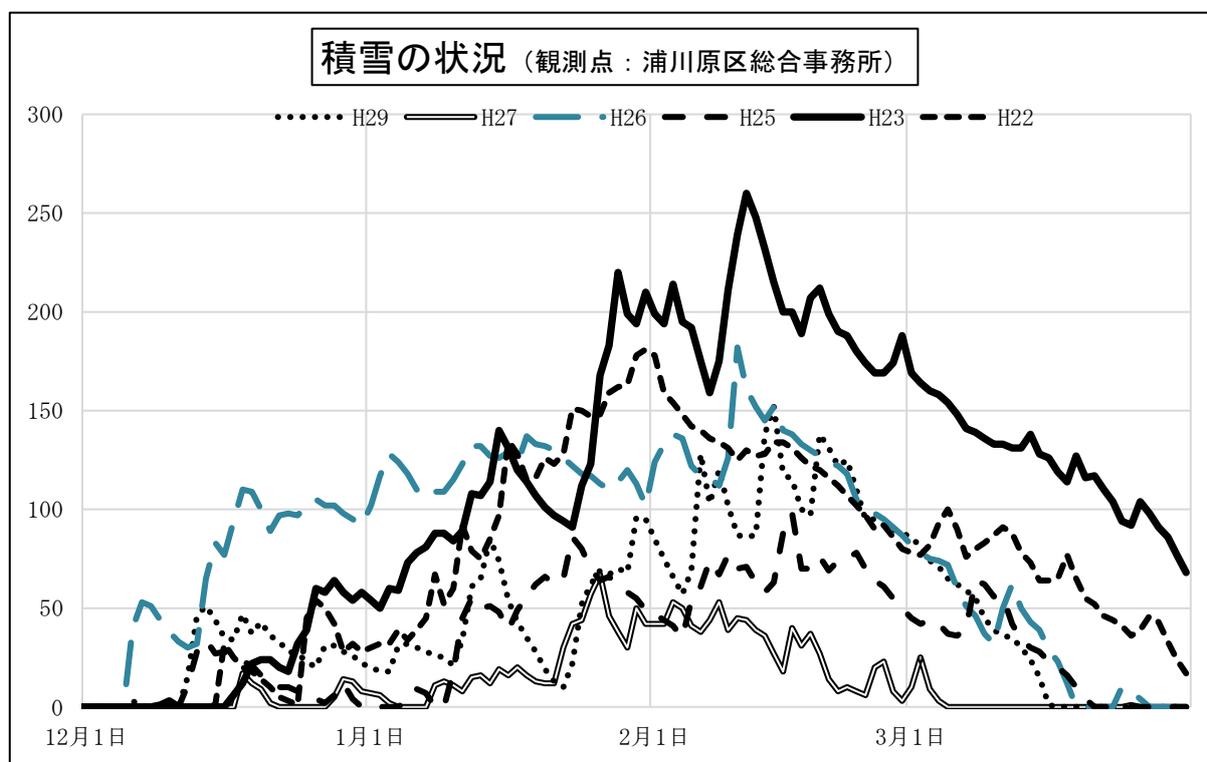


表 20 農村公園の状況

(単位：㎡)

名 称	設置年度	住 所	公園面積
山本公園	S48	上越市浦川原区山本 1325-1	40,332.33
菱田大池公園	H8	上越市浦川原区菱田 742-1	10,119.10
虫川城跡公園	S62	上越市浦川原区虫川 1521	3,621.70

資料：浦川原区総合事務所 産業グループ (R2.4.1 現在)

表 21 河川公園の状況

(単位：㎡)

名 称	設置年度	住 所	公園面積
沢口ふるさと公園	H8	上越市浦川原区中猪子田	29,065
桜つつみ公園	H8	上越市浦川原区长走	5,000
谷ふれあいパーク	H7	上越市浦川原区谷	3,000

資料：浦川原区総合事務所 建設グループ (R2.4.1 現在)

10 公営住宅

公営住宅の管理戸数は78戸である。令和2年4月1日現在の入居率は69.2%。

表 22 公営住宅の状況

名 称	建設年度	構造・棟数	管理戸数	入居戸数
市営山印内住宅	S53	簡易耐火3階建 1棟	10	5
市営顕聖寺住宅1号棟	S54	簡易耐火3階建 1棟	10	6
市営顕聖寺住宅2号棟	S61	木造3階建 1棟	10	8
市営虫川住宅1号棟	S62	木造3階建 1棟	4	2
市営虫川住宅2号棟	S62	木造3階建 1棟	6	5
市営飯室住宅	S63	木造3階建 1棟	10	10
市営メゾン上池田住宅	H5	中耐4階建 1棟	12	5
市営メゾン山崎住宅(一般)	H10	中耐5階建 1棟	12	9
市営メゾン山崎住宅(特公賃)	H10	中耐5階建 1棟	4	4

資料：浦川原区総合事務所 建設グループ (R2.4.1 現在)

11 観光・交流

霧ヶ岳温泉ゆあみは、浦川原区の健康福祉施設として平成4年にオープンして以来、区の福利厚生・観光振興を担ってきたが、市内中心部より遠方にあることや、市内外の温浴施設との競合により利用者数が減少したことから、平成29年3月31日をもって休止している。

宿泊体験交流施設「月影の郷」は、平成13年3月に閉校となった旧月影小学校を月影地区の拠点施設として位置付け、その利活用について地域と関わりがあった4大学（法政・早稲田・横浜国立・日本女子）と協働によって再生し、平成17年4月に宿泊体験交流施設としてオープンした。スポーツ団体の合宿利用、季節に応じた各種体験（田植え、稲刈り、食体験）を楽しむことができ、平成11年から旧東頸城郡6町村が連携して企画・実施してきた「越後田舎体験事業」により、首都圏を中心とした誘客活動を進め利用者も年々増加しており、浦川原区の交流拠点施設となっている。

山本ぶどう園は浦川原区西部の三和区と接するところに位置し、標高150mの「山本山」にある。23戸の農家が約7ヘクタールのぶどう園を営んでおり、上越随一の規模を持つ「観光ぶどう園」として観光客で賑わっている。

表 23 観光施設利用者の推移

(単位:人)

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
霧ヶ岳温泉ゆあみ	24,095	20,760	19,651	18,031	17,217	休止	休止	休止
月影の郷	6,149	5,520	6,104	6,624	7,039	7,944	7,245	6,844
山本ぶどう園					16,615	12,500	12,000	12,200

資料：浦川原区総合事務所 産業グループ（R2.4.1現在）

表 24 越後田舎体験受入実績

年度	団体数	リピート率	団体の内訳				人数	泊数	うち民泊	
			小学校	中学校	高校 大学	団体等			団体数	泊数
R1	13	62.5%	3	8	1	1	421	109	7	75
30	16	81.2%	4	10	0	2	526	54	6	54
29	10	90.0%	3	7	0	0	302	101	5	57
28	12	50.0%	3	9	0	0	459	108	6	92
27	9	88.8%	2	7	0	0	318	150	4	94
26	13	75.0%	2	9	2	0	461	239	6	146
25	8	38.8%	3	4	1	0	426	192	4	120
24	18	66.6%	6	10	1	1	732	313	6	161

資料：浦川原区総合事務所 産業グループ（R2.4.1現在）

12 消防・防災

上越市消防団浦川原方面隊は 2 分団で組織され、東分団は有島、月影、虫川、中猪子田、小谷島の 5 消防部、西分団は顕聖寺、長走、横川、山印内、飯室、山本の 6 消防部で構成されている。

自主防災組織は区内 35 町内会のうち 31 町内会で結成されており、それぞれが消防団と連携しながら避難訓練等を行っている。また、平成 29 年 11 月には上越市防災士会浦川原支部が設立され、地域防災力の強化に向けて活動を開始している。

表 25 消防力の概要

区分	団員	分団	部	消 防 ポンプ車	積載車	小型動力 ポンプ	防火水槽		消火栓
							有蓋	無蓋	
総数	210 人	2 分団	12 部	2 台	11 台	24 台	59 基	22 基	240 基

資料：浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ（R2.4.2 現在）

表 26 自主防災組織の結成状況

対象町内会数	結成町内会数	世帯数ベースでの組織化状況		
		世帯数	結成済の世帯数	組織率
35	31	1,144	1,115	97.5%

資料：浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ（R2.4.1 現在）

13 町内会・旧小学校区の概況

表 27 町内会の世帯数・人口・人口比率等の状況

町内会名	世帯数	人口	平均年齢 (歳)	人口比率		
				15歳未満	15～64歳	65歳以上
釜淵	24	74	55.3	9.5	44.6	45.9
有島	84	239	52.7	10.0	54.4	35.6
顕聖寺	150	417	47.0	14.6	54.2	31.2
下柿野	28	71	48.9	18.3	49.3	32.4
上柿野	6	20	64.8	0.0	50.0	50.0
東俣	9	17	61.6	0.0	58.8	41.2
上岡	32	106	54.6	10.4	44.3	45.3
杉坪	3	6	68.2	0.0	16.7	83.3
横川	65	200	49.1	13.5	53.0	33.5
六日町	25	63	50.0	12.7	60.3	27.0
日向	15	44	58.0	9.1	50.0	40.9
印内	28	68	52.7	11.8	50.0	38.2
山印内	50	146	49.8	10.3	56.8	31.5
飯室	113	385	46.8	15.1	57.4	27.5
今熊	17	59	50.7	11.9	54.2	33.9
山本	35	112	51.0	12.5	51.8	35.7
桜島	12	51	47.3	15.7	54.9	29.4
岩室	3	10	52.0	10.0	60.0	30.0
長走	35	131	49.1	9.9	55.0	35.1
菱田	40	116	48.9	12.1	55.2	32.8
谷	27	41	73.2	0.0	19.5	80.5
真光寺	7	17	61.2	11.8	29.4	58.8
横住	38	74	66.6	2.7	29.7	67.6
坪野	6	13	63.3	0.0	46.2	53.8
熊沢	42	111	58.6	9.0	34.2	56.8
法定寺	15	26	67.1	3.8	26.9	69.2
追出	3	6	73.7	0.0	16.7	83.3
虫川	73	200	54.0	9.5	51.0	40.0
中猪子田	85	221	55.8	7.7	48.9	43.4
下猪子田	12	36	53.6	5.6	58.3	36.1
小蒲生田	4	9	50.6	0.0	66.7	33.3
小谷島	24	54	57.7	5.6	50.0	44.4
蕨岡	18	45	64.2	0.0	48.9	51.1
上猪子田	14	20	82.6	0.0	0.0	100.0
小麦平	2	3	86.0	0.0	0.0	100.0
区全体	1,144	3,211	52.4	10.9	50.7	38.4

※網掛けは集落づくり推進員の対象町内会

資料：総務・地域振興グループ（R2.4.1現在）

表 28 旧小学校区別の世帯数・人口・人口比率等の状況

地区名	世帯数	人口	平均年齢 (歳)	人 口 比 率		
				15歳未満	15～64歳	65歳以上
下保倉	531	1,565	50.4	12.2	52.9	34.9
末広	243	770	48.8	18.9	55.6	30.9
月影	138	288	64.2	5.2	30.2	57.9
中保倉	232	588	56.9	7.0	48.6	44.6
区全体	1,144	3,211	52.4	10.9	52.1	38.4

資料：総務・地域振興グループ（R2.4.1現在）